

電気用品安全法施行令及び電気用品取締法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令要綱

第一 旧電気用品取締法に基づく表示の付された移行甲種電気用品の販売に係る特例措置を講ずることとすること。
(第一条関係)

第二 電気用品安全法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うこと。
(第二条関係)

第三 この政令の施行期日について定めること。
(附則関係)

政令第三七一号

電気用品安全法施行令及び電気用品取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気用品安全法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）の一部の施行に伴い、並びに電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二条及び第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気用品安全法施行令の一部改正）

第一条 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八項を次のように改める。

8 電気用品取締法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第百三十五号。以下「平成十二年改正令」という。）附則第八条第一項の移行甲種電気用品（以下単に「移行甲種電気用品」という。）であつて別表第二に掲げるものに付されている同条第二項の規定による表示は、法第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

附則に次の一項を加える。

9 平成十二年改正令附則第八条第一項又は第三項の適用を受ける場合を除き、移行甲種電気用品であつ

て別表第二に掲げるものに付されている通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する

法律（平成十一年法律第二百一十一号）第十条の規定による改正前の電気用品取締法（昭和三十六年法律

第二百三十四号。以下「旧電気用品取締法」という。）第二十五条の四第一項の規定による表示（平成

十二年改正令附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧電気用品取締法第二十

五条の四第一項の規定による表示を含む。）は、法第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

（電気用品取締法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 電気用品取締法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように

改正する。

附則第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

附則第六条及び第七条（各条の見出しを含む。）中「第五十条第二項」を「第五十条」に改める。

附則第八条第一項中「旧電気用品取締法」を「整理合理化法第十条の規定による改正前の電気用品取締

法（以下この条において「旧電気用品取締法」という。）に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

附則別表第三及び附則別表第四を次のように改める。

附則別表第三及び附則別表第四 削除

附 則

この政令は、電気用品安全法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日（平成十九年十二月二十一日）から施行する。

理由

電気用品安全法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、旧電気用品取締法に基づく表示の付された移行甲種電気用品の安定的な流通を確保するため、電気用品の販売に係る特例措置を講ずる等の必要があるからである。

電気用品安全法施行令及び電気用品取締法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
電気用品取締法施行令の一部を改正する政令(平成十二年政令第三百三十五号)・・・・・・・・	2

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 電気用品取締法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百二十五号。以下「平成十二年改正令」という。）附則第八條第一項の移行甲種電気用品（以下単に「移行甲種電気用品」という。）であつて別表第二に掲げるものに付されている同條第二項の規定による表示は、法第十条第一項の規定により付された表示とみなす。</p> <p>9 平成十二年改正令附則第八條第一項又は第三項の適用を受ける場合を除き、移行甲種電気用品であつて別表第二に掲げるものに付されている通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十号）第十条の規定による改正前の電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「旧電気用品取締法」という。）第二十五条の四第一項の規定による表示（平成十二年改正令附則第八條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を含む。）は、法第十条第一項の規定により付された表示とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 工業技術院設置法施行令（昭和二十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九條第二項第四号中「電気用品の型式承認」を「型式の認可に係る電気用品の試験」に改める。</p> <p>（新設）</p>

改 正	現 行
<p>附 則</p> <p>第四条及び第五条 削除</p>	<p>附 則</p> <p>（整理合理化法附則第五十条第一項の政令で定める移行電気用品）</p> <p>第四条 整理合理化法附則第五十条第一項に規定する製造から販売までに通常相当の期間を要する移行電気用品として政令で定めるものは、整理合理化法第十条の規定による改正前の電気用品取締法（以下「旧電気用品取締法」という。）第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の規定による表示にあっては附則別表第二第一号から第五号まで、第七号（一）及び（五）並びに第九号（四）、附則別表第三第一号から第五号まで並びに附則別表第四第一号、第二号、第三号（二〇）及び（三三）、第四号（一一）、（一三）、（三九）、（四〇）、（四二）、（四四）、（五一）及び（六四）並びに第五号（一〇）に掲げるものとし、整理合理化法附則第四十九条の規定による表示にあっては附則別表第二第一号から第五号まで、第七号（一）及び（五）並びに第九号（四）並びに附則別表第四第一号、第二号、第三号（二〇）及び（三三）、第四号（一一）、（一三）、（三九）、（四〇）、（四二）、（四四）、（五一）及び（六四）並びに第五号（一〇）に掲げるものとする。</p>

(整理合理化法附則第五十条第一項の政令で定める期間)

第五条 整理合理化法附則第五十条第一項の政令で定める期間は、旧電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の規定による表示にあつては附則別表第二、附則別表第三及び附則別表第四の上欄に掲げる移行電気用品(整理合理化法附則第四十六条第一項に規定する移行電気用品をいう。以下この条において同じ。)ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げるとおりとし、整理合理化法附則第四十九条の規定による表示にあつては附則別表第二及び附則別表第四の上欄に掲げる移行電気用品ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げるとおりとする。

(整理合理化法附則第五十条第二項の政令で定める移行特定電気用品)

第六条 整理合理化法附則第五十条第二項に規定する製造から販売までに通常相当の期間を要する移行特定電気用品として政令で定めるものは、附則別表第二第一号から第五号まで、第七号(一)及び(五)並びに第九号(四)に掲げるものとする。

(整理合理化法附則第五十条第二項の政令で定める期間)

第七条 整理合理化法附則第五十条第二項の政令で定める期間は、附則別表第二の上欄に掲げる移行特定電気用品(整理合理化法附則第四十七条第一項に規定する移行特定電気用品をいう。)(ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(整理合理化法の施行に伴う経過措置)

(整理合理化法附則第五十条の政令で定める移行特定電気用品)

第六条 整理合理化法附則第五十条に規定する製造から販売までに通常相当の期間を要する移行特定電気用品として政令で定めるものは、附則別表第二第一号から第五号まで、第七号(一)及び(五)並びに第九号(四)に掲げるものとする。

(整理合理化法附則第五十条の政令で定める期間)

第七条 整理合理化法附則第五十条の政令で定める期間は、附則別表第二の上欄に掲げる移行特定電気用品(整理合理化法附則第四十七条第一項に規定する移行特定電気用品をいう。)(ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(整理合理化法の施行に伴う経過措置)

第八条 整理合理化法第十条の規定の施行の際現に受けている整理合理化法第十条の規定による改正前の電気用品取締法（以下この条において「旧電気用品取締法」という。）第二十五条の三第一項の規定による型式の承認（整理合理化法附則第四十五条第一項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認を含む。）に係る改正前の電気用品取締法施行令別表第一に掲げる電気用品であつて改正後の電気用品安全法施行令別表第二に掲げるもの（以下この条において「移行甲種電気用品」という。）の表示又は販売については、整理合理化法第十条の規定の施行の日から起算して附則別表第五の上欄に掲げる当該移行甲種電気用品に係る同表の下欄に掲げる期間を経過する日又は当該承認の日から起算して当該移行甲種電気用品に係る改正前の電気用品取締法施行令別表第一の下欄に掲げる期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 (略)

(削除)

3 (略)

附則別表第三及び附則別表第四 削除

第八条 整理合理化法第十条の規定の施行の際現に受けている旧電気用品取締法第二十五条の三第一項の規定による型式の承認（整理合理化法附則第四十五条第一項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認を含む。）に係る改正前の電気用品取締法施行令別表第一に掲げる電気用品であつて改正後の電気用品安全法施行令別表第二に掲げるもの（以下この条において「移行甲種電気用品」という。）の表示又は販売については、整理合理化法第十条の規定の施行の日から起算して附則別表第五の上欄に掲げる当該移行甲種電気用品に係る同表の下欄に掲げる期間を経過する日又は当該承認の日から起算して当該移行甲種電気用品に係る改正前の電気用品取締法施行令別表第一の下欄に掲げる期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 (略)

3 前項の規定による表示は、整理合理化法第十条の規定の施行の日から起算して附則別表第五の上欄に掲げる移行甲種電気用品ごとに同表の下欄に掲げる期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

4 (略)

附則別表第三 (略)

附則別表第四
(略)

電気用品安全法の一部を改正する法律（平成十九年法律百十六号）

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 蓄電池であつて、政令で定めるもの

附則第六条を次のように改める。

（旧電気用品取締法の表示に係る特例）

第六条 通産省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号。以下「整理合理化法」という。）附則第四十六条第一項の移行電気用品であつて第二条第一項の電気用品であるものに付されている整理合理化法第十条の規定による改正前の電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「旧電気用品取締法」という。）第二十五条第一項若しくは第二十六条の六第一項又は整理合理化法附則第四十九条の規定による表示は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

2 整理合理化法附則第四十七条第二項又は第五十条の規定の適用を受ける場合を除き、整理合理化法附則第四十七条第一項の移行特定電気用品であつて第二条第二項の特定電気用品であるものに付されている旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示（整理合理化法附則第四十七条第二項の規定によりなかつた例によることとされた旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を含む。）は、第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の改正規定、附則第七条及び第八条を削る改正規定並びに次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第二条 通産省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五十条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の電気用品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 事業の届出等（第三条 第七条）

第三章	電気用品の適合性検査等（第八条 第二十六条）
第四章	販売等の制限（第二十七条・第二十八条）
第五章	検査機関の登録等
第一節	検査機関の登録（第二十九条 第三十二条）
第二節	国内登録検査機関（第三十三条 第四十二条の二）
第三節	外国登録検査機関（第四十二条の三・第四十二条の四）
第五章の二	危険等防止命令（第四十二条の五）
第六章	雑則（第四十三条 第五十六条）
第七章	罰則（第五十七条 第六十一条）
附則	
第一章	総則

（目的）
 第一条 この法律は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

（定義）
 第二条 この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。
 一 一般用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの
 二 携帯発電機であつて、政令で定めるもの
 三 この法律において「特定電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものをいう。

第二章 事業の届出等

（事業の届出）
 第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 経済産業省令で定める電気用品の型式の区分
 三 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（承継）

第四条 前条の届出をした者（以下「届出事業者」という。）が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

（変更の届出）
第五条 届出事業者は、第三条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（廃止の届出）
第六条 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

（届出事項に係る情報の提供）
第七条 何人も、経済産業大臣に対し、第三条第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することができる。

第三章 電気用品の適合性検査等

（基準適合義務等）
第八条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。

二 試験的に製造し、又は輸入するとき。

2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（特定電気用品の適合性検査）
第九条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電

気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

- 一 当該特定電気用品
- 二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて経済産業省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は経済産業省令で定める同項第二号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

(表示)

- 第十條 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項(特定電気用品の場合)にあつては、同項及び前条第一項)の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。
- 2 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(改善命令)

第十一條 経済産業大臣は、届出事業者が第八条第一項の規定に違反していると認められる場合には、届出事業者に対し、電気用品の製造、輸入又は検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示の禁止)

- 第十二條 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の電気用品に第十条第一項の規定により表示を付することを禁止することができる。
 - 一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品(第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。)が技術基準に適合していない場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。
 - 二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第二項又は第九条第一項の規定に違反したとき。
 - 三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、前条の規定による命令に違反したとき。
- 当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

第十三条から第二十六条まで 削除

第四章 販売等の制限

(販売の制限)

- 第二十七条 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。
- 2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。
- 一 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。
- 二 第八条第一項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

(使用の制限)

- 第二十八条 電気事業法第二条第一項第十号に規定する電気事業者、同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同法第四項に規定する認定電気工事従事者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。
- 2 電気用品を部品又は付属品として使用して製造する物品であつて、政令で定められるものの製造の事業を行う者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品をその製造に使用してはならない。
- 3 前条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

第五章 検査機関の登録等

第一節 検査機関の登録

(登録)

- 第二十九条 第九条第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める特定電気用品の区分(以下単に「特定電気用品の区分」という。)ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請により行う。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、当該申請が第三十一条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(欠格条項)

- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の登録を受けることができない。
- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることなくつた日から二年を経過しない者
- 二 第四十一条又は第四十二条の四第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第三十一条 経済産業大臣は、第二十九条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に關する基準に適合するものであること。

二 登録申請者が、第九条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定電気用品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第三十七条第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 第九条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が適合性検査を行う特定電気用品の区分

四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

（登録の更新）

第三十二条 第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

第二節 国内登録検査機関

（適合性検査の義務）

第三十三条 第九条第一項の登録を受けた者（国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 国内登録検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

（事業所の変更）

第三十四条 国内登録検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

(業務規定)
第三十五条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務に関する規定（以下「業務規定」という。）を定め、適合性検査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときは、同様とする。
2 業務規定には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めなければならない。

(業務の休廃止)
第三十六条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)
第三十七条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。
2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。
一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第三十八条及び第三十九条 削除

(適合命令)
第四十条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)
第四十条の二 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十三条の規定に違反しているときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

- 第四十一条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 - 二 第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項又は次条の規定に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

- 第四十二条 国内登録検査機関は、帳簿を備え、適合性検査に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。
- 2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(経済産業大臣による適合性検査業務実施等)

- 第四十二条の二 経済産業大臣は、第九条第一項の登録を受ける者がいないとき、第三十六条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 経済産業大臣が前二項の規定により適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は研究所若しくは機構に行わせる場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第三節 外国登録検査機関

(適合性検査の義務等)

- 第四十二条の三 第九条第一項の登録を受けた者（外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。
- 2 第三十三条第二項、第三十四条から第三十七条まで、第四十条、第四十条の二及び第四十二条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第四十条及び第四十条の二中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第四十二条の四 経済産業大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十三条第二項、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第四十二条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前条第二項において第九条第一項の登録を受けたとき。
- 五 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。
- 六 経済産業大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。
- 七 経済産業大臣が必要があると認めて外国登録検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 八 経済産業大臣が必要があると認めてその職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所において第四十六条第二項に規定する事項についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。
- 九 前項の規定による費用の負担をしないとき。
- 3 2 前項第八号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。
- 3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項第八号の規定による検査又は質問を行わせることができる。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定により機構に検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 5 機構は、前項の指示に従つて第三項に規定する検査又は質問を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

第五章の二 危険等防止命令

（危険等防止命令）
第四十二条の五 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由により危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該電気用品の回収を図ることその他当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売したこと。
- 二 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。）。

第六章 雑則

(承認の条件)
第四十三条 第八条第一項第一号又は第二十七條第二項第一号の承認には、条件を付することができる。
2 前項の条件は、承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(公示)

第四十四条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第九条第一項の登録をしたとき。
- 二 第十二条の規定により表示を付することを禁止したとき。
- 三 第三十四条(第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。
- 四 第三十六条(第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。
- 五 第四十一条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。
- 六 第四十二条の規定により登録の取消を命じたとき。
- 七 又は自ら行つていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
- 八 第四十二条の二第二項の規定により経済産業大臣が研究所若しくは機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は研究所若しくは機構に行わせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき。

(報告の徴収)

第四十五条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は第二十八条第二項に規定する事業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内登録検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

- 第四十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は第二十八条第二項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
 - 3 前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 4 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせること

- ができる。
- 5 他 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 6 機構は、前項の指示に従つて第四項に規定する立入検査又は質問を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
- 7 第四項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 8 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電気用品の提出)

- 4 第四十六条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に検査をさせ、又は同条第四項の規定により機構に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる電気用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。
- 2 国(前項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を第五十五条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行ふこととされている場合にあつては、都道府県)は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならぬ。
- 3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(機構に対する命令)

- 4 第四十六条の三 経済産業大臣は、第四十二条の四第三項に規定する検査若しくは質問又は第四十六条第四項に規定する立入検査若しくは質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

第四十七条から第四十九条まで 削除

(研究所又は機構の処分等についての審査請求)

- 5 第五十条 研究所又は機構が行う適合性検査に係る処分又は不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立ての手続における意見の聴取)

- 5 第五十一条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。
- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。
- 3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べらる機会を与えなければならない。

第五十二条 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特定電気用品について、国内登録検査機関が適合性検査を行わない場合又は国内登録検査機関の適合性検査の結果に異議のある場合は、経済産業大臣に対し、国内登録検査機関が適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

2 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る国内登録検査機関が第三十三条の規定に違反して行くと認めるときは、当該申請に係る国内登録検査機関に対し、第四十条の規定による命令をしないことと決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通知しなければならぬ。

3 経済産業大臣は、前項の場合において、第四十条の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、前三項の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、第二項中「第三十三条の規定」とあるのは「第四十二条の三第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十三条の二」と、同項及び前項中「第四十条の二」とあるのは「第四十二条の三第二項において準用する第四十条の二」と、「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(手数料)

第五十三条 第四十二条の二第一項の規定により経済産業大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により研究所若しくは機構の行う適合性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、経済産業大臣の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、研究所の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては研究所の、機構の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては機構の収入とする。

(輸出用電気用品の特例)

第五十四条 輸出用の電気用品については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(経過措置)

第五十五条 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(都道府県が処理する事務)

第五十五条の二 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第五十六条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第二項の規定に違反して表示を付した者

二 第十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反した者

三 第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者

四 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用した者

五 第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した者

六 第四十二条の五の規定による命令に違反した者

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

三 第九条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

四 第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第四十二条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

六 第四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、

八 正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

八 第四十六条の二第一項の規定による命令に違反した者

八 第四十六条の二第一項の規定による命令に違反した者

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号

に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対し

て各本条の罰金刑を科する。

一 第五十七条（第二号及び第六号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第五十七条（第二号及び第六号に係る部分を除く。） 又は前条 各本条の罰金刑

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四条第二項、第五条又は第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十七条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚

偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第六十一条 第四十六条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料

第六十一条 第四十六条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料

第六十一条 第四十六条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料

第六十一条 第四十六条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料

第六十一条 第四十六条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料

第六十一条 第四十六条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料

第六十一条 第四十六条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料

第六十一条 第四十六条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料

に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十九条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に電気に関する臨時措置に関する法律施行規則(昭和二十七年通商産業省令第九十九号)第一条第一項の規定によりその例によるものとされた旧電気用品取締規則(昭和十年逓信省令第三十号)以下「旧規則」という。第二条の免許を受けている者は、この法律の施行の日から三月間は、第三条の規定にかかわらず、その者がこの法律の施行の際現に旧規則第三条の型式承認を受け、又は同条の型式承認を申請している型式の別属する事業区分について電気用品の製造の事業を行なうことができる。その者が次項の規定による届出をした場合において、当該登録を受けるまでの期間についても同様とする。

2 前項に規定する者は、同項前段に規定する期間内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、同項に規定する事業区分について第三条の登録の申請をしたものとみなす。この場合においては、通商産業大臣は、第六条の規定にかかわらず、その登録をしなければならない。

第三条 この法律の施行の際現に旧規則第三条又は第四条の型式承認を受けている者は、その型式の別に相当する型式の区分について第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、昭和三十三年三月三十一日以前に型式承認を受けたものに係る第二十四条第一項の規定の適用については、同年四月一日に認可を受けたものとする。

第四条 前二条に規定するものを除くほか、旧規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第四十五号中「製造を免許すること。」を「製造事業者を登録し、若しくは電気用品の型式を認可すること。」に改める。

(電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正)

第七条 電気に関する臨時措置に関する法律の一部を次のように改正する。
本則中「、電気用品」を削る。

第八條（電氣工事士法の一部改正）
電氣工事士法の一部を次のように改正する。
第四條第四項中「この法律」の下に「又は電氣用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八條第一項」を加える。

電氣用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）（抄）

（電氣用品）
第一條 電氣用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第二條第一項の電氣用品は、別表第一の上欄及び別表第二に掲げるとおりとする。

（特定電氣用品）
第一條の二 法第二條第二項の特定電氣用品は、別表第一の上欄に掲げるとおりとする。

（證明書の保存に係る経過期間）
第二條 法第九條第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第一の上欄に掲げる特定電氣用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（検査機関の登録の有効期間）
第二條の二 法第三十二條第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担）
第二條の三 法第四十二條の四第二項の政令で定める費用は、同條第一項第八号の検査のため同号の職員（同條第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員）がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、經濟産業省令で定める。

（報告の徴収）
第三條 法第四十五條第一項の規定により經濟産業大臣が電氣用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る電氣用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該電氣用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に關する事項その他当該電氣用品の製造又は輸入の業務に關する事項とする。
2 法第四十五條第一項の規定により經濟産業大臣が電氣用品の販売の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その販売に係る電氣用品の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に關する事項その他当該電氣用品

の販売の業務に関する事項とする。

(輸出入電気用品の特例)

第四条 届出事業者が専ら輸出するために行う電気用品の製造又は輸入については、法第八条(当該電気用品が特定電気用品である場合にあつては、同条及び法第九条第一項)の規定は、適用しない。

2 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が電気用品を輸出するために販売し、又は販売の目的で陳列しようとするときは、法第二十七条第一項の規定は、適用しない。

(都道府県が処理する事務)

第五条 法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、電気用品の販売の事業(自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。)を行う者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合において、法中前段に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

2 前項の規定により同項に規定する事務を行った都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

(権限の委任)

第六条 法第三条、第四条第二項及び第五条から第七条までの規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分(法第三条に規定する経済産業省令で定める電気用品の区分をいう。次項において同じ。)に属する電気用品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

2 法第三条、第四条第二項及び第五条から第七条までの規定に基づく経済産業局長の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

3 法第十一条及び第十二条の規定に基づく経済産業大臣の権限は、届出事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者に係るものは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(事務の区分)

第七条 第五条第一項の規定により都道府県が処理することとされている法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項に規定する事務並びに第五条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

8 工業技術院設置法施行令（昭和二十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。
 第九条第二項第四号中「電気用品の型式承認」を「型式の認可に係る電気用品の試験」に改める。

別表第一（第一条、第一条の二、第二条関係）

<p>一 電線（定格電圧が一〇〇ボルト以上六〇〇ボルト以下のものに限る。）であつて、次に掲げるもの（一）絶縁電線であつて、次に掲げるもの（導体の公称断面面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。） 1 ゴム絶縁電線（絶縁体が合成ゴムのものを含む。） 2 合成樹脂絶縁電線（別表第二第一号（一）に掲げるものを除く。） （二）ケーブル（導体の公称断面面積が二二平方ミリメートル以下、線心が七本以下及び外装がゴム（合成ゴムを含む。）又は合成樹脂のものに限る。） （三）コード （四）キャブタイヤケーブル（導体の公称断面面積が一〇〇平方ミリメートル以下及び線心が七本以下のものに限る。）</p>	<p>七年 七年 七年 七年</p>
<p>二 ヒューズであつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。） （一）温度ヒューズ （二）その他のヒューズ（定格電流が一アンペア以上二〇〇アンペア以下（電動機用ヒューズにあつては、その適用電動機の定格容量が一ニキロワット以下）のものに限り、別表第二第三号に掲げるもの及び半導体保護用速動ヒューズを除く。）</p>	<p>七年 七年</p>
<p>三 配線器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下（蛍光灯用ソケットにあつては、一〇〇ボルト以上、一〇〇ボルト以下）のものであつて、交流の電路に使用するものに限る、防爆型のもの及び油入型のものを除く。） （一）タンブラースイッチ、中間スイッチ、タイムスイッチその他の点滅器（定格電流が三〇アンペア以下のものに限り、別表第二第四号（一）に掲げるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。） （二）開閉器であつて、次に掲げるもの（定格電流が一〇〇アンペア以下（電動機用のものにあつては、その適用電動機の定格容量が一ニキロワット以下）のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>1 箱開閉器（カバー付スイッチを含む。） 2 フロートスイッチ 3 圧力スイッチ（定格動作圧力が二九四キロパスカル以下のものに限る。） 4 ミシン用コントローラー</p>	<p>七年 七年 七年 七年 七年</p>

<p>5 配線用遮断器</p> <p>6 漏電遮断器</p> <p>(三) カットアウト(定格電流が一〇〇アンペア以下のものであつて、つめ付ヒューズ又はプラグヒューズを取り付けるものに限る。)</p> <p>(四) 接続器及びその附属品であつて、次に掲げるもの(定格電流が五〇アンペア以下のものであつて、極数が五以下のもの限り、タイムスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。)</p> <p>1 差込み接続器(別表第二第四号(三)に掲げるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>2 ねじ込み接続器(機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>3 ソケット(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>4 ロケット</p> <p>5 ジョイントボックス</p>	<p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p>
<p>四 電流制限器(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格電流が一〇〇アンペア以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>五 小形单相変圧器及び放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(定格一次電圧(放電灯用安定器であつて変圧式以外のものにあつては、定格電圧)が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数(二重定格のものにあつては、その一方の定格周波数。以下同じ。))が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) 小形单相変圧器であつて、次に掲げるもの(定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る。)</p> <p>1 家庭機器用変圧器(2に掲げるもの並びに別表第二第五号(一)1及び5に掲げるもの並びに機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>2 電子応用機械器具用変圧器(定格容量が一〇ボルトアンペアを超える電源変圧器に限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>(二) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のものに限る。)</p> <p>1 蛍光灯用安定器(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>2 水銀灯用安定器(他の高圧放電灯用安定器(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。))</p> <p>3 オゾン発生器用安定器</p>	<p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p>
<p>六 電熱器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) 電気便座</p> <p>(二) 電気温蔵庫</p>	<p>五年</p> <p>五年</p>

別表第二 (第一条関係)

<p>一 電線及び電気温床線であつて、次に掲げるもの(導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。)</p> <p>(一) 絶縁電線であつて、次に掲げるもの(導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。)</p> <p>1 蛍光灯電線</p> <p>2 1 ネオン電線</p> <p>(二) ケーブル(定格電圧が一〇〇ボルト以上六〇〇ボルト以下、導体の公称断面積が二二平方ミリメートルを超え一〇〇平方ミリメートル以下、線心が七本以下及び外装がゴム(合成ゴムを含む。))又は合成樹脂のものに限る。)</p> <p>(三) 電気温床線</p>	<p>二 電線管類及びその附属品並びにケーブル配線用スイッチボックスであつて、次に掲げるもの(銅製及び黄銅製のもの並びに防爆型のものを除く。)</p> <p>(一) 電線管(可撓電線管を含み、内径が一二〇ミリメートル以下のものに限る。)</p> <p>(二) フロアダクト(幅が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。)</p> <p>(三) 線樋(幅が五〇ミリメートル以下のものに限る。)</p> <p>(四) 電線管類の附属品(一)に掲げる電線管、(二)に掲げるフロアダクト若しくは(三)に掲げる線樋を接続し、又はこれらの端に接続するもの(一)に掲げる電線管、(二)に掲げるフロアダクト若しくは(三)に掲げる線樋を接続し、又はケーブル配線用スイッチボックスを除く。)</p> <p>(五) ケーブル配線用スイッチボックス</p>	<p>三 ヒューズであつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格電流が一アンペア以上二〇〇アンペア以下(電動機用ヒューズにあつては、その適用電動機の定格容量が一二キロワット以下)のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) 筒形ヒューズ</p> <p>(二) 栓形ヒューズ</p>	<p>四 配線器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下のものであつて、交流の電路に使用するもの(一)に掲げるもの及び油入型のものを除く。)</p> <p>(一) リモートコントロールリレー(定格電流が三〇アンペア以下のもの(一)に掲げるもの(一)に掲げる特殊な構造のもの(二)に掲げるものを除く。)</p> <p>(二) 開閉器であつて、次に掲げるもの(定格電流が一〇〇アンペア以下(電動機用のものにあつては、その適用電動機の定格容量が一二キロワット以下)のもの(一)に掲げるもの(一)に掲げる特殊な構造のもの(二)に掲げるものを除く。)</p> <p>2 1 カットアウトスイッチ</p> <p>カバ―付ナイフスイッチ</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>3 分電盤ユニットスイッチ</p> <p>4 電磁開閉器（箱入りのものであつて、過電流継電機構を有するもの又はヒューズを取り付けるものに限る。）</p> <p>(三) ライティングダクト及びその附属品（ライティングダクトを接続し、又はその端に接続するものに限り、並びにスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。）</p>	<p>五 小形单相変圧器、電圧調整器及び放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの（定格一次電圧（放電灯用安定器であつて変圧式以外のものにあつては、定格電圧）が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>(一) 小形单相変圧器であつて、次に掲げるもの（定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る。）</p> <p>1 ベル用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>2 表示器用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>3 リモートコントロール用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>4 ネオン変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>5 燃焼器具用変圧器（点火用のものに限り、パルス型のものを除く。）</p> <p>(二) 電圧調整器（定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>(三) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの（その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のものに限る。）</p> <p>1 ナトリウム灯用安定器（電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>2 殺菌灯用安定器</p>	<p>六 小形交流電動機であつて、次に掲げるもの（定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限り、極数変換型のもの、防爆型のもの、紡績機械用、金属圧延機械用又は医療用機械器具用の特殊な構造のもの及び電動ミシン以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>(一) 单相電動機（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下のものに限る。）</p> <p>(二) 三相誘導電動機（定格電圧が一五〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格出力が三キロワット以下のものに限る、短時間定格のものを除く。）</p>	<p>七 ツト電熱器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>(一) 電気足温器及び電気スリッパ</p> <p>(二) 電気ひざ掛け</p> <p>(三) 電気座布団</p> <p>(四) 電気カーペット</p> <p>(五) 電気敷布、電気毛布及び電気布団</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (六) 電気あんか
- (七) 電気いすカバー及び電気採暖いす
- (八) 電気こたつ
- (九) 電気ストーブ
- (一〇) 電気火鉢その他の採暖用電熱器具（別表第一第六号（一）に掲げるもの及び電熱装置を有する保育器を除く。）
- (一一) 電気トースター
- (一二) 電気天火
- (一三) 電気魚焼き器
- (一四) 電気ロースター
- (一五) 電気レンジ
- (一六) 電気こんろ
- (一七) 電気ソーセージ焼き器
- (一八) ワツフルアイロン
- (一九) 電気たこ焼き器
- (二〇) 電気ホットプレート及び電気フライパン
- (二一) 電気がま及び電気ジャー
- (二二) 電気なべ
- (二三) 電気フライヤー
- (二四) 電気卵ゆで器
- (二五) 電気保温盆
- (二六) 電気加温台
- (二七) 電気牛乳沸器、電気湯沸器、電気コーヒー沸器及び電気茶沸器
- (二八) 電気酒かん器
- (二九) 電気湯せん器
- (三〇) 電気蒸し器
- (三一) 電磁誘導加熱式調理器その他の調理用電熱器具（別表第一第六号（二）に掲げるものを除く。）
- (三二) ひげそり用湯沸器
- (三三) 電気髪ごて及びヘアカーラー
- (三四) 毛髪加湿器その他の理容用電熱器具
- (三五) 電熱ナイフ
- (三六) 電気溶解器
- (三七) 電気焼成炉
- (三八) 電気はんだごて、こて加熱器その他の工作用又は工芸用の電熱器具
- (三九) タオル蒸し器
- (四〇) 電気消毒器（電熱装置を有するものに限る。）
- (四一) 湿潤器

- (四二) 電気湯のし器
- (四三) 投込み湯沸器
- (四四) 電気瞬間湯沸器
- (四五) 現像恒温器
- (四六) 電熱ボード、電熱シート及び電熱マット
- (四七) 電気乾燥器
- (四八) 電気プレス器（繊維製品のプレスに使用するものに限る。）
- (四九) 電気育苗器
- (五〇) 電気ふ卵器
- (五一) 電気育すう器
- (五二) 電気アイロン
- (五三) 電気裁縫ごて
- (五四) 電気接着器（高周波ウエルダーを除く。）
- (五五) 電気香炉
- (五六) 電気くん蒸殺虫器
- (五七) 電気温きゆう器

八

- ヘルツ又は六〇ヘルツのもので、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五ヘルツコンベア（可搬型のものに限る。））
- (一) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
- (二) 電気製氷機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
- (三) 電気冷水機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
- (四) 電気圧縮機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のもの限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
- (五) 電動ミシン
- (六) 電気鉛筆削器
- (七) 電気かくはん機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
- (八) 電気捕虫機
- (九) 電気刈草機及び電気刈込み機
- (一〇) 電気芝刈機
- (一一) 農業用機械器具であつて、次に掲げるもの
- (一二) 電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機及び電動縄ない機
- (一三) 選卵機及び洗卵機
- (一四) 電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機及び電動縄ない機

(一五)	園芸用電気耕土機
(一六)	昆布加工機及びするめ加工機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
(一七)	ジュース、ジュースミキサー及びフットミキサー（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。）
の	に限る。）
(一八)	電気製めん機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。）
(一九)	電気もちつき機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。）
(二〇)	コーヒーひき機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
(二一)	電気缶切機
(二二)	電気肉ひき機、電気肉切り機及び電気パン切り機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）
(二三)	電気かつお節削機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
(二四)	電気氷削機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
(二五)	電気洗米機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）
(二六)	野菜洗浄機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）
(二七)	電気食器洗機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
(二八)	精米機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
(二九)	ほうじ茶機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
(三〇)	包装機械及び荷造機械（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
(三一)	電気置時計及び電気掛時計
(三二)	自動印画定着器及び自動印画水洗機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
(三三)	事務用機械器具であつて、次に掲げるもの 膳写機及び事務用印刷機（長幅が一五ミリメートル以下及び短幅が三六四ミリメートル以下の物の印刷に使用するものに限る。）並びに タイムレコーダー及びタイムスタンプ
2	電動タイプライター
3	帳票分類機
4	文書細断機及び電動断裁機
5	コレクター
6	紙とじ機、穴あけ機及び番号機
7	チエツクライター、硬貨計数機及び紙幣計数機
8	ラベルタグ機械
9	ラミネーター
(三四)	洗濯物仕上機械及び洗濯物折畳み機械
(三五)	おしぼり巻機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。）
(三六)	自動販売機（別表第一第七号（七）に掲げるもの及び乗車券用のものを除く。）及び両替機
(三七)	理髪機
(三八)	電気歯ブラシ及び電気ブラシ
(三九)	電気歯ブラシ及び電気ブラシ

- (四〇) 毛髪乾燥機、電気かみそり、電気バリカン、電気つめ磨き機その他の理容用電動力応用機械器具
- (四一) 扇風機及びサーキュレーター（定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限る。）
- (四二) 換気扇（定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限る。）
- (四三) 送風機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
- (四四) 電気冷房機（電動機の定格消費電力の合計が七キロワット以下のものに限り、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限る。）
- (四五) 電気冷風機（定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限る。）
- (四六) 電気除湿機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
- (四七) フアンコイルユニット及びファン付コンベクター（定格消費電力が三〇ワット以下のものに限る。）
- (四八) 温風暖房機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものであつて、熱源としてガス又は石油を使用するものに限る。）
- (四九) 電気温風機（定格消費電力が五キロワット以下の電熱装置を有するものに限る。）
- (五〇) 電気加湿機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。）
- (五一) 空気清浄機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
- (五二) 電気除臭機
- (五三) 電気芳香拡散機
- (五四) 電気掃除機、電気レコードクリーナー、電気黒板ふきクリーナーその他の電気吸じん機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）
- (五五) 電気床磨き機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）
- (五六) 電気靴磨き機
- (五七) 運動用具又は娯楽用具の洗浄機（定格消費電力が一キロワット以下の電動機又は電磁振動機を使用するものに限る。）
- (五八) 電気洗濯機（定格消費電力が一キロワット以下の電動機又は電磁振動機を使用するものに限る。）
- (五九) 電気脱水機（定格消費電力が一キロワット以下の電動機を使用する遠心分離式のものであつて、繊維製品の脱水に使用するものに限る。）
- (六〇) 電気乾燥機（定格消費電力が一〇キロワット以下のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）
- (六一) 電気楽器
- (六二) 電気オルゴール
- (六三) ベル、ブザー、チャイム及びサイレン（防爆型のもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
- (六四) 電気グラインダー、電気ドリル、電気かなな、電気のかぎり、電気スクリュードライバーその他の電動工具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）
- (六五) 電気噴水機
- (六六) 電気噴霧機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）
- (六七) 電動式吸入器

<p>(六八) 家庭用電動力応用治療器（別表第一第七号(五)に掲げるものを除く。）</p> <p>(六九) 電気遊戯盤</p> <p>(七〇) 浴槽用電気温水循環浄化器（定格消費電力が一・二キロワット以下の電熱装置を有するものに限り、）</p>	<p>九 光源及び光源応用機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>(一) 写真焼付器</p> <p>(二) マイクロフィルムリーダー（スクリーンの長幅が五〇〇ミリメートル以下のものに限り、自動検索装置又は自動連続焼付装置を有するものを除く。）</p> <p>(三) スライド映写機及びオーバーヘッド映写機（テレビジョン用のもの及び光源としてキセノンアーク式ランプハウスを使用するものを除く。）</p> <p>(四) 反射投影機（定格消費電力が二キロワット以下のものに限り、テレビジョン用のもの及び光源としてキセノンアーク式ランプハウスの使用するものを除く。）</p> <p>(五) ビューワー</p> <p>(六) エレクトロニツクフラッシュ（定格蓄積電力量が一・五キロワット秒以下の可搬型のものに限り、顕微鏡用のもの、医療用機械器具用のものその他の特殊な構造のものを除く。）</p> <p>(七) 写真引伸機及び写真引伸機用ランプハウス（原板挟みの開口の長幅が一・二五ミリメートル以下及び短幅が一〇〇ミリメートル以下のものに限り、写真引伸機にあつては、自動露光装置又は印画紙の自動送り装置を有するものを除く。）</p> <p>(八) 白熱電球（一般照明用電球であつて、口金の外径が二六・〇三ミリメートル以上二六・三四ミリメートル以下のものに限り、）</p> <p>(九) 蛍光ランプ（定格消費電力が四〇ワット以下のものに限り、）</p> <p>(一〇) 電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具（口金のない電球又は受金の内径が一・五・五ミリメートル以下のソケットを有するものに限る。）その他の白熱電灯器具及び放電灯器具（防爆型のを除く。）</p> <p>(一一) 広告灯</p> <p>(一二) 検卵器</p> <p>(一三) 電気消毒器（殺菌灯を有するものに限る。）</p> <p>(一四) 家庭用光線治療器</p> <p>(一五) 充電式携帯電灯</p> <p>(一六) 複写機（光源の定格出力が一・二キロワット以下のものに限る。）</p>	<p>一〇 電子応用機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>(二) 電子時計</p> <p>(三) 電子式卓上計算機及び電子式金銭登録機</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(三) 電子冷蔵庫</p> <p>(四) インターホン</p> <p>(五) 電子楽器</p> <p>(六) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、ジュークボックスその他の音響機器</p> <p>(七) ビデオテープレコーダー</p> <p>(八) 消磁器</p> <p>(九) テレビジョン受信機（産業用テレビジョン受信機を除く。）</p> <p>(一〇) テレビジョン受信機用ブースター</p> <p>(一一) 高周波ウエルダー（定格高周波出力が二・五キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(一二) 電子レンジ</p> <p>(一三) 超音波加湿機（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限る。）</p> <p>(一四) 超音波洗浄機（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限る。）</p> <p>(一五) 超音波洗淨機（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限る。）</p> <p>(一六) 電子応用遊戯器具（テレビジョン受信機に接続して使用するもの又はブラウン管を有するものに限る。）</p> <p>(一七) 家庭用低周波治療器</p> <p>(一八) 家庭用超音波治療器及び家庭用超短波治療器（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限る。）</p>	<p>一 第三号から前号までに掲げるもの以外の交流用電気機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限る。）</p> <p>(一) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具</p> <p>(二) 調光器（定格容量が一キロボルトアンペア以下のものに限る。）</p> <p>(三) 電気ペンシル</p> <p>(四) 漏電検知器</p> <p>(五) 防犯警報器</p> <p>(六) アーク溶接機（定格電圧が一五〇ボルトを超えるものにあつては、定格二次電流が一三〇アンペア以下のものに限る。）</p> <p>(七) 雑音防止器（テレビジョン受信機又はラジオ受信機の雑音の原因となる高周波の電流が伝わることを防止するものであつて、コンデンサー又はコンデンサー及びコイルを主たる構成要素とするもの限り、定格電流が五アンペアを超えるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>(八) 医療用物質生成器</p> <p>(九) 家庭用電位治療器</p> <p>(一〇) 電気冷蔵庫（吸収式のものに限る。）</p> <p>(一一) 電気さく用電源装置</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号）（抄）

第十條（電気用品取締法の一部改正）
電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気用品安全法

目次

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 事業の届出等（第三条 第七条）

第三章 電気用品の適合性検査等（第八条 第二十六条）

第四章 販売等の制限（第二十七条・第二十八条）

第五章 認定検査機関等

第一節 認定検査機関（第二十九条 第四十二条の二）

第二節 承認検査機関（第四十二条の三・第四十二条の四）

第五章の二 危険等防止命令（第四十二条の五）

第六章 雑則（第四十三条 第五十六条）

第七章 罰則（第五十七条 第六十条）

附則

第一条中「ことにより、粗悪な」を「とともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、」に改める。

第二条第二項中「「甲種電気用品」を「特定電気用品」に改め、「いい、「乙種電気用品」とは、甲種電気用品以外の電気用品を」を削る。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 事業の届出等

（事業の届出）

第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、通商産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 通商産業省令で定める電気用品の型式の区分

三 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

（承継）

第四条 前条の届出をした者（以下「届出事業者」という。）が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合

併により設立した法人は、その届出事業者の地位を承継する。
2 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(変更の届出)
第五条 届出事業者は、第三条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(廃止の届出)
第六条 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(届出事項に係る情報の提供)
第七条 何人も、通商産業大臣に対し、第三条第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することができる。

第三章 電気用品の適合性検査等
(基準適合義務等)
第八条 届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、通商産業省令で定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、通商産業大臣の承認を受けたとき。
二 試験的に製造し、又は輸入するとき。

2 届出事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の電気用品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(特定電気用品の適合性検査)
第九条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の電気用品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、通商産業大臣の認定する者又は通商産業大臣の承認する者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして通商産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特定電気用品
二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他通商産業省令で定めるもの

2 前項の認定又は承認を受けた者は、同項各号に掲げるものについて通商産業省令で定める方法により検査を行い、これら技術基準又は通商産業省令で定める同項第二号の検査設備その他通商産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

(表示)

2 前項の認定又は承認を受けた者は、同項各号に掲げるものについて通商産業省令で定める方法により検査を行い、これら技術基準又は通商産業省令で定める同項第二号の検査設備その他通商産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

第十條 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に通商産業省令で定める方式による表示を付することができる。

2 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（改善命令）

第十一條 通商産業大臣は、届出事業者が第八条第一項の規定に違反していると認める場合には、届出事業者に対し、電気用品の製造、輸入又は検査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（表示の禁止）

第十二條 通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の電気用品に第十条第一項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が技術基準に適合していない場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該技術基準に適合していない電気用品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第二項又は第九条第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

第十三條から第二十六条まで 削除

第二十七條中「販売の事業（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。）を行う者（以下「販売事業者」という。）を「製造、輸入又は販売の事業を行う者」に、「第二十五条第一項、第二十五条の四第一項又は前条第一項」

を「第十条第一項」に改め、輸入又は販売の事業を行う者に、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、通商産業大臣の承認を受けたとき。

二 第八条第一項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

第二十八條第一項及び第二項中「第二十五条第一項、第二十五条の四第一項又は第二十六条の六第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第三項中「前条ただし書」を「前条第二項」に改める。

第五章 指定試験機関を「第五章 認定検査機関等」に改める。

第二十九條及び第三十條を次のように改める。

第一節 認定検査機関

第二十九條及び第三十條を次のように改める。

（認定）

第二十九條 第九条第一項の認定は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者（外国にある事業所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

(欠格条項)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十一条の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第三十一条の見出しを「(認定の基準)」に改め、同条中「第二十一条第一項の指定」を「第九条第一項の認定」に、その指定を「その認定」に改め、各号を次のように改める。

一 適合性検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が適合性検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものであること。

三 前号に定めるもののほか、適合性検査が公正になるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

第三十五条を削る。

第三十四条第一項中「指定試験機関は、試験」を「認定検査機関は、適合性検査」に、「通商産業大臣の認可を受け」を「適合性検査の業務の開始前に、通商産業大臣に届け出」に改め、同条第三項を削り、同条を第三十五条とする。

第三十三条中「指定試験機関は、試験を行なう」を「認定検査機関は、適合性検査を行なう」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十二条の見出しを「(適合性検査の義務)」に改め、同条第一項中「指定試験機関は、試験を行なうべきこと」を「第九条第一項の認定を受けた者(以下「認定検査機関」という。)は、適合性検査を行なうこと」に、「試験を行なわなければならない」を「適合性検査を行わなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 認定検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(認定の更新)

第三十二条 第九条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

第三十六条を次のように改める。

(業務の休廃止)

第三十六条 認定検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

第三十七条から第三十九条までを次のように改める。

第三十七条から第三十九条までを削除

第四十条中「指定試験機関」を「認定検査機関」に、「第三十一条第一号から第五号まで」を「第三十一条各号のいずれか」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(改善命令)

第四十条の二 通商産業大臣は、認定検査機関が第三十三条の規定に違反していると認めるときは、当該認定検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十一条の見出しを「(認定の取消し等)」に改め、同条中「指定試験機関」を「認定検査機関」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「第二十一条第一項の指定」を「その認定」に、「試験の業務」を「適合性検査の業務」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条又は第四十二条の規定に違反したとき。

第四十一条第三号中「第三十四条第三項、第三十八条又は前条」を「前二条」に改め、同条第四号中「指定」を「第九条第一項の認定」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十三条第一項の条件に違反したとき。

第四十二条第一項中「指定試験機関」を「認定検査機関」に、「試験」を「適合性検査」に改め、第五章中同条の次に次の一条及び一節を加える。

(通商産業大臣による適合性検査業務実施)

第四十二条の二 通商産業大臣は、認定検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 通商産業大臣が前項の規定により適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

第二節 承認検査機関

(承認等)

第四十二条の三 第九条第一項の承認は、通商産業省令で定めるところにより、第二十九条の通商産業省令で定める区分ごとに、適合性検査を行うおとす者(外国にある事業所により行おうとする者に限る。)の申請により行う。

2 第三十条から第三十二条までの規定は第九条第一項の承認に、第三十三条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条及び第四十二条の規定は第九条第一項の承認を受けた者(以下「承認検査機関」という。)に準用する。この場合において、第四十条及び第四十条の二中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)
第四十二条の四 通商産業大臣は、承認検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 前条第二項において準用する第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条又は第四十二条の規定に違反したとき。

三 前条第二項において準用する第四十条又は第四十条の二の規定による請求に応じなかつたとき。

四 第四十三条第一項の条件に違反したとき。

五 不正の手段により第九条第一項の承認を受けたとき。

六 通商産業大臣が、承認検査機関が前各号のいずれかに該当すると認め、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 通商産業大臣が必要があると認め、承認検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 通商産業大臣が必要があると認め、その職員に承認検査機関の事務所又は事業所において第四十六条第二項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 前項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける承認検査機関の負担とする。

第五節の次に次の一章を加える。

第五章の二 危険等防止命令

（危険等防止命令）

第四十二条の五 通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により危険又は障害が発生するおそれがあると認め、場合において、当該危険又は障害の拡大を防止するため必要があるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該電気用品の回収を図ることその他当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。）。

第四十三条の見出しを「（承認等の条件）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第八条第一項第一号、第九条第一項若しくは第二十七条第二項第一号の承認又は認定には、条件を付することができる。

第四十三条第二項中「認可又は承認」を「承認又は認定」に改める。

第四十四条各号を次のように改める。

一 第九条第一項の規定又は承認をしたとき。

二 第十二条の規定により表示を付することを禁止したとき。

三 第三十四条（第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

四 第三十六条（第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。

五 第四十一条の規定により認定を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。

六 第四十二条の規定により通商産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

七 第四十二条の四第一項の規定により承認を取り消したとき。

第四十五条第一項中「登録製造事業者、輸入若しくは販売の事業を行う者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「販売事業者」を「電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者」に改め、同条第二項中「指定試験機関」を「認定検査機関」に改める。

第四十六条第一項中「登録製造事業者、甲種電気用品輸入事業者、乙種電気用品製造事業者、乙種電気用品輸入事業者」を「電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「販売事業者」を「電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「

指定試験機関」を「認定検査機関」に改める。

第四十七条及び第四十八条を次のように改める。

第四十八条及び第四十八条を削除。

第五十二条を次のように改める。

(適合性検査についての申請及び通商産業大臣の命令)

第五十二条 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特定電気用品について、認定検査機関が適合性検査を行わない場合又は改めて適合性検査を行うことを命ぜらば、認定検査機関が適合性検査を行うこと

2 通商産業大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る認定検査機関が第三十三条の規定に違反している

3 と認めるときは、当該申請に係る認定検査機関に対して、第四十条の規定による命令をしなければならぬ。

4 通商産業大臣は、前項の場合において、第四十条の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通知しなければならない。

第五十三條第一項中「次に掲げる者」を「第四十二條の二第一項の規定により通商産業大臣の行う適合性検査を受けようとする者」に改め、各号を削り、同条第二項を削る。

第七章 罰則

第五十七條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十條第二項の規定に違反して表示を付した者

二 第十二條(第一号に係る部分に限る。)の規定による禁止に違反した者

三 第二十七條第一項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者

四 第二十八條第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用した者

五 第四十一條の規定による業務の停止の命令に違反した者

六 第四十二條の五の規定による命令に違反した者

第七十八條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八條第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

三 第九條第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

四 第三十六條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第四十二條第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

よりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第七十条 附則第二条から第九条まで及び第十四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

電気用品取締法施行令の一部を改正する政令（平成十二年政令第三百三十五号）（抄）

内閣は、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第二百一十一号）の一部の施行に伴い、並びに電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及び通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律の規定に基づき、この政令を制定する。

電気用品取締法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

電気用品安全法施行令

第一条中「電気用品取締法」を「電気用品安全法」に改める。

第一条の二（見出しを含む。）中「甲種電気用品」を「特定電気用品」に改める。

第二条の見出しを「（証明書）の保存に係る経過期間」に改め、同条第一項中「第二十四条第一項（法第二十五条の三第二項）において準用する場合を含む。」を「第九条第一項ただし書」に、「品目」を「特定電気用品」に改め、同条第二項及び

第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（認定検査機関の認定等の有効期間）
第二条の二 法第三十二条第一項（法第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（承認検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担）
第二条の三 法第四十二条の四第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算

に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。
第四条を次のように改める。

（輸出用電気用品の特例）
第四条 届出事業者が専ら輸出するために行う電気用品の製造又は輸入については、法第八条（当該電気用品が特定電気用品である場合にあつては、同条及び法第九条第一項）の規定は、適用しない。

2 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が電気用品を輸出するために販売し、又は販売の目的で陳列しようとするときは、法第二十七条第一項の規定は、適用しない。

別表第一及び別表第二を次のように改める。
別表第一（第一条、第一条の二、第二条関係）

<p>一 電線（定格電圧が一〇〇ボルト以上六〇〇ボルト以下のものに限り、）であつて、次に掲げるもの（一）絶縁電線であつて、次に掲げるもの（導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限り、） 2 合成樹脂絶縁電線（別表第二第一号（一）に掲げるものを除く。） （二）ケーブル（導体の公称断面積が二二平方ミリメートル以下、線心が七本以下及び外装がゴム（合成ゴムを含む。）又は合成樹脂のものに限る。） （三）コード （四）キャブタイヤケーブル（導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下及び線心が七本以下のものに限り、）</p>	<p>七年 七年 七年 七年</p>
<p>二 ヒューズであつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。） （一）温度ヒューズ （二）その他のヒューズ（定格電流が一アンペア以上二〇〇アンペア以下（電動機用ヒューズにあつては、その適用電動機の定格容量が一キロワット以下）のものに限り、別表第二第三号に掲げるもの及び半導体保護用速動ヒューズを除く。）</p>	<p>七年 七年</p>
<p>三 配線器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下（蛍光灯用ソケットにあつては、一〇ボルト以上一、〇〇〇ボルト以下）のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。） （一）タンブラースイッチ、中間スイッチ、タイムスイッチその他の点滅器（定格電流が三〇アンペア以下のものに限り、別表第二第四号（一）に掲げるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。） （二）開閉器であつて、次に掲げるもの（定格電流が一〇〇アンペア以下（電動機用のものにあつては、その適用電動機の定格容量が一キロワット以下）のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。） 1 箱開閉器（カバー付スイッチを含む。） 2 フロートスイッチ 3 圧力スイッチ（定格動作圧力が二九四キロパスカル以下のものに限る。） 4 ミシン用コントローラー 5 配線用遮断器 6 漏電遮断器 （三）カットアウト（定格電流が一〇〇アンペア以下のものであつて、つめ付ヒューズ又はプラグヒューズを取り付けるものに限る。） （四）接続器及びその附属品であつて、次に掲げるもの（定格電流が五〇アンペア以下のものであつて、極数が五以下のもの限り、タイムスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。）</p>	<p>七年 七年 七年 七年 七年 七年 七年 七年</p>

<p>1 差込み接続器（別表第二第四号（三）に掲げるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>2 ねじ込み接続器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>3 ソケット（電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>4 ローゼット</p> <p>5 ジョイントボックス</p>	<p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p>
<p>四 電流制限器（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格電流が一〇〇アンペア以下のものであって、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>五 小形单相変圧器及び放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの（定格一次電圧（放電灯用安定器であつて変圧式以外のものにあつては、定格電圧）が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数（二重定格のものにあつては、その一方の定格周波数。以下同じ。）が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>(一) 小形单相変圧器であつて、次に掲げるもの（定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る。）</p> <p>1 家庭機器用変圧器（2に掲げるもの並びに別表第二第五号（一）1及び5に掲げるもの並びに機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>2 電子応用機械器具用変圧器（定格容量が一〇ボルトアンペアを超える電源変圧器に限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>(二) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの（その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のものに限る。）</p> <p>1 蛍光灯用安定器（電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>2 水銀灯用安定器（他の高圧放電灯用安定器（電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>3 オゾン発生器用安定器</p>	<p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p>
<p>六 電熱器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>(一) 電気便座</p> <p>(二) 電気温蔵庫</p> <p>(三) 水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結又は凝結防止用電熱器具</p> <p>(四) 電気温水器</p> <p>(五) 電熱式吸入器その他の家庭用電熱治療器（別表第二第七号（五七）に掲げるものを除く。）</p> <p>(六) 電気スチームバス及びバスチェームバス用電熱器</p> <p>(七) 電気サウナバス及びバスチェームバス用電熱器</p> <p>(八) 観賞魚用ヒーター</p>	<p>五年</p> <p>五年</p> <p>五年</p> <p>五年</p> <p>五年</p> <p>七年</p> <p>五年</p> <p>五年</p> <p>五年</p>

(九) 観賞植物用ヒーター
(一〇) 電熱式おもちゃ

七 電動力応用機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）

(一) 電気ポンプ（定格消費電力が一・五キロワット以下のものに限り、別表第二第八号（六五）に掲げるもの並びに真空ポンプ、オイルポンプ、サンドポンプ及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）

(二) 冷蔵用又は冷凍用のシヨークース（定格消費電力が三〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）

(三) アイスクリームフリーザー（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。）

(四) デイスポーター（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）

(五) 電気マツサージ器

(六) 自動洗浄乾燥式便器

(七) 自動販売機（電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を有するもの限り、乗車券用のものを除く。）

(八) 電気気泡発生器（浴槽において使用するもの以外のものにあつては、定格消費電力が一〇〇ワット以下のものに限る。）

(九) 電動式おもちゃその他の電動力応用遊戯器具（別表第二第八号（六九）に掲げるものを除く。）

八 高周波脱毛器（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下、定格高周波出力が五〇ワット以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）

九 第二号から前号までに掲げるもの以外の交流用電気機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限る。）

(一) 磁気治療器

(二) 電撃殺虫器

(三) 電気浴器用電源装置

(四) 直流電源装置（交流電源装置と兼用のものを含み、定格容量が一キロボルトアンペア以下のもの限り、無線通信機の試験用のものその他の特殊な構造のものを除く。）

一〇 定格電圧が三〇ボルト以上三〇〇ボルト以下の携帯発電機

五年

三年
五年
五年

三年

五年
三年

五年
五年
五年
五年
五年
五年

五年
五年

別表第二（第一条関係）

一 電線及び電気温床線であつて、次に掲げるもの
(一) 絶縁電線であつて、次に掲げるもの（導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。）

- 1 蛍光灯電線
- 2 ネオン電線
- (一) ケーブル(定格電圧が一〇〇ボルト以上六〇〇ボルト以下、導体の公称断面積が二二平方ミリメートルを超え一〇〇平方ミリメートル以下、線心が七本以下及び外装がゴム(合成ゴムを含む。)又は合成樹脂のものに限る。)
- (二) 電気温床線
- (三) 電線管類及びその附属品並びにケーブル配線用スイッチボックスであつて、次に掲げるもの(銅製及び黄銅製のもの並びに防爆型のものを除く。)

- (一) 電線管(可撓電線管を含み、内径が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。)
- (二) フロアダクト(幅が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。)
- (三) 線樋(幅が五〇ミリメートル以下のものに限る。)
- (四) 電線管類の附属品(一)に掲げる電線管、(二)に掲げるフロアダクト若しくは(三)に掲げる線樋を接続し、又はこれらの端に接続するもの(一)に掲げる電線管、(二)に掲げるフロアダクト若しくは(三)に掲げる線樋を接続し、又はケーブル配線用スイッチボックス
- (五) ケーブル配線用スイッチボックス

- 三 ヒューズであつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格電流が一アンペア以上二〇アンペア以下(電動機用ヒューズにあつては、その適用電動機の定格容量が一ニキロワット以下)のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)
- (一) 筒形ヒューズ
- (二) 栓形ヒューズ

- 四 配線器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下のものであつて、交流の電路に使用するもの(一)のものを除く。)
- (一) リモートコントロールリレー(定格電流が三〇アンペア以下のもの(一)のものを除く。)
- (二) 開閉器であつて、次に掲げるもの(定格電流が一〇〇アンペア以下(電動機用のものにあつては、その適用電動機の定格容量が一ニキロワット以下)のもの(一)のものを除く。)
- 1 カットアウトスイッチ
- 2 カバー付ナイフスイッチ
- 3 分電盤ユニットスイッチ
- 4 電磁開閉器(箱入りのものであつて、過電流継電機構を有するもの又はヒューズを取り付けるものに限る。)
- (三) ライティングダクト及びその附属品(ライティングダクトを接続し、又はその端に接続するものに限る。)並びにスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。)

五 小形単相変圧器、電圧調整器及び放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）

(一) 小形単相変圧器であつて、次に掲げるもの（定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る。）

1 ベル用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）

2 表示器用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）

3 リモートコントロール用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）

4 ネオン変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）

5 燃焼器具用変圧器（点火用のものに限り、パルス型のものを除く。）

(二) 電圧調整器（定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）

(三) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの（その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のものに限る。）

1 ナトリウム灯用安定器（電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）

2 殺菌灯用安定器

六 小形交流電動機であつて、次に掲げるもの（定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限り、極数変換型のもの、防爆型のもの、紡績機械用、金属圧延機械用又は医療用機械器具用の特殊な構造のもの及び電動ミシン以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）

(一) 単相電動機（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下のものに限る。）

(二) 三相誘導電動機（定格電圧が一五〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格出力が三キロワット以下のものに限る、短時間定格のものを除く。）

七 電熱器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）

(一) 電気足温器及び電気スリッパ

(二) 電気ひざ掛け

(三) 電気座布団

(四) 電気カーペット

(五) 電気敷布、電気毛布及び電気布団

(六) 電気あんか

(七) 電気いすカバー及び電気採暖いす

(八) 電気こたつ

(九) 電気ストーブ

(一〇) 電気火鉢その他の採暖用電熱器具（別表第一第六号（一）に掲げるもの及び電熱装置を有する保育器を除く。）

(一一) 電気トースター

(一)	電気天火
(二)	電気魚焼き器
(三)	電気ロースター
(四)	電気レンジ
(五)	電気こんろ
(六)	電気ソーセージ焼き器
(七)	電気フルアイロン
(八)	電気たこ焼き器
(九)	電気ホットプレート及び電気フライパン
(一〇)	電気がま及び電気ジャー
(一一)	電気なべ
(一二)	電気フライヤー
(一三)	電気卵ゆで器
(一四)	電気保温盆
(一五)	電気保温台
(一六)	電気牛乳沸器、電気湯沸器、電気コーヒー沸器及び電気茶沸器
(一七)	電気牛乳沸器、電気湯沸器、電気コーヒー沸器及び電気茶沸器
(一八)	電気酒かん器
(一九)	電気湯せん器
(二〇)	電気蒸し器
(二一)	電磁誘導加熱式調理器その他の調理用電熱器具（別表第一第六号（二）に掲げるものを除く。）
(二二)	ひげそり用湯沸器
(二三)	電気髪ごて及びヘアカーラー
(二四)	毛髪加湿器その他の理容用電熱器具
(二五)	電熱ナイフ
(二六)	電気溶解器
(二七)	電気焼成炉
(二八)	電気はんだごて、こて加熱器その他の工作用又は工芸用の電熱器具
(二九)	タオル蒸し器
(三〇)	電気消毒器（電熱装置を有するものに限る。）
(三一)	湿潤器
(三二)	電気湯のし器
(三三)	投入み湯沸器
(三四)	電気瞬間湯沸器
(三五)	電氣恒温器
(三六)	電熱ボード、電熱シート及び電熱マット
(三七)	電気乾燥器

- (四八) 電気プレス器（繊維製品のプレスに使用するものに限る。）
- (四九) 電気育苗器
- (五〇) 電気ふ卵器
- (五一) 電気育すう器
- (五二) 電気アイロン
- (五三) 電気裁縫ごて
- (五四) 電気接着器（高周波ウエルダーを除く。）
- (五五) 電気香炉
- (五六) 電気くん蒸殺虫器
- (五七) 電気温きゆう器

八

- ヘルツ又は六〇ヘルツのもので、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五ヘルツコンベア（可搬型のものに限る。））
- (一) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
- (二) 電気製氷機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
- (三) 電気冷水機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
- (四) 電気圧縮機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
- (五) 電動ミシン
- (六) 電気鉛筆削機
- (七) 電気かくはん機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
- (八) 電気捕虫機
- (九) 電気芝刈機及び電気刈込み機
- (一〇) 農業用機械器具であつて、次に掲げるもの
- (一一) 電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機及び電動縄ない機
- (一二) 園芸用電気耕土機
- (一三) 昆虫加工機及びジューサー、ジューサー及びフッドミキサー（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
- (一四) 園芸用電気耕土機
- (一五) 園芸用電気耕土機
- (一六) 園芸用電気耕土機
- (一七) 園芸用電気耕土機
- (一八) 園芸用電気耕土機
- (一九) 園芸用電気耕土機

- (二〇) コーヒーひき機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、）
- (二一) 電気缶切機
- (二二) 電気肉ひき機、電気肉切り機及び電気パン切り機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、）
- (二三) 電気かつお節削機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、）
- (二四) 電気氷削機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、）
- (二五) 電気洗米機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、）
- (二六) 野菜洗浄機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、）
- (二七) 電気食器洗機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、）
- (二八) 精米機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、）
- (二九) ほうじ茶機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、）
- (三〇) 包装機械及び荷造機械（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、）
- (三一) 電気置時計及び電気掛時計
- (三二) 自動印画定着器及び自動印画水洗機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、）
- (三三) 事務用機械器具であつて、次に掲げるもの
 1 膳写機及び事務用印刷機（長幅が五五ミリメートル以下及び短幅が三六四ミリメートル以下の物の印刷に使用するものに限り、）並びにあて名印刷機
 2 タイムレコーダー及びタイムスタンプ
 3 電動タイプライター
 4 帳票分類機
 5 文書細断機及び電動断裁機
 6 コレクター
 7 紙とじ機、穴あけ機及び番号機
 8 チェックライター、硬貨計数機及び紙幣計数機
 9 ラベルタグ機械
 (三四) ラミネーター
 (三五) 洗濯物仕上機械及び洗濯物折畳み機械
 (三六) おしぼり巻機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限り、）
 (三七) 自動販売機（別表第一第七号（七）に掲げるもの及び乗車券用のものを除く。）及び両替機
 (三八) 理髪いす
 (三九) 電気歯ブラシ及び電気ブラシ
 (四〇) 毛髪乾燥機、電気かみそり、電気バリカン、電気つめ磨き機その他の理容用電動力応用機械器具
 (四一) 扇風機及びサーキュレーター（定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限り、）
 (四二) 換気扇（定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限り、）
 (四三) 送風機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
 (四四) 電気冷房機（電動機の定格消費電力の合計が七キロワット以下のものに限り、電熱装置を有するものにあつて

- は、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限定する。
- (四五) 電気冷風機（定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限定する。）
- (四六) 電気除湿機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限定する。）
- (四七) ファンコイルユニット及びファン付コンベクター（定格消費電力が三〇ワット以下のものに限定する。）
- (四八) 温風暖房機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものであつて、熱源としてガス又は石油を使用するものに限定する。）
- (四九) 電気温風機（定格消費電力が五キロワット以下の電熱装置を有するものに限定する。）
- (五〇) 電気加湿機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限定する。）
- (五一) 空気清浄機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限定する。）
- (五二) 電気除臭機
- (五三) 電気芳香拡散機
- (五四) 電気掃除機、電気レコードクリーナー、電気黒板ふきクリーナーその他の電気吸じん機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限定する。）
- (五五) ト以下のものに限定する。）
- (五六) 電気床磨き機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限定する。）
- (五七) 電気靴磨き機
- 運動用具又は娯楽用具の洗浄機（定格消費電力が一キロワット以下の電動機又は電磁振動機を使用するものに限定する。）
- (五八) 電気洗濯機（定格消費電力が一キロワット以下の電動機又は電磁振動機を使用するものに限定する。）
- (五九) 電気脱水機（定格消費電力が一キロワット以下の電動機を使用する遠心分離式のものであつて、繊維製品の脱水に使用するものに限定する。）
- (六〇) 電気乾燥機（定格消費電力が一〇キロワット以下のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）
- (六一) 電気楽器
- (六二) 電気オルゴール
- (六三) ベル、ブザー、チャイム及びサイレン（防爆型のもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
- (六四) 電気グラインダー、電気ドリル、電気かなな、電気のごぎり、電気スクリユードライバーその他の電動工具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限定する。）
- (六五) 電気噴水機
- (六六) 電気噴霧機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限定する。）
- (六七) 電動式吸入器
- (六八) 家庭用電動力応用治療器（別表第一第七号（五）に掲げるものを除く。）
- (六九) 電気遊戯盤
- (七〇) 浴槽用電気温水循環浄化器（定格消費電力が一・二キロワット以下の電熱装置を有するものに限定する。）

九 光源及び光源応用機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限定する。）

- (一) 写真焼付器
- (二) マイクロフィルムリーダー(スクリーンの長幅が五〇〇ミリメートル以下のものに限り、自動検索装置又は自動連続焼付装置を有するものを除く。)
- (三) スライド映写機及びオーバーヘッド映写機(テレビジョン用のもの及び光源としてキセノンアーク式ランプハウスを使用するものを除く。)
- (四) 反射投影機(定格消費電力が二キロワット以下のものに限り、テレビジョン用のもの及び光源としてキセノンアーク式ランプハウスを使用するものを除く。)
- (五) ビューワー
- (六) エレクトロニックフラッシュ(定格蓄積電力量が一・五キロワット秒以下の可搬型のものに限り、顕微鏡用のもの、医療用機械器具用のものその他の特殊な構造のものを除く。)
- (七) 写真引伸機及び写真引伸機用ランプハウス(原板挟みの開口の長幅が一・二五ミリメートル以下及び短幅が一〇〇ミリメートル以下のものに限り、写真引伸機にあつては、自動露光装置又は印画紙の自動送り装置を有するものを除く。)
- (八) 白熱電球(一般照明用電球であつて、口金の外径が二六・〇三ミリメートル以上二六・三四ミリメートル以下のものに限り、)
- (九) 蛍光ランプ(定格消費電力が四〇ワット以下のものに限り。)
- (一〇) 電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具(口金のない電球又は受金の内径が一五・五ミリメートル以下のソケットを有するものに限り。)
- (一) 具(防爆型のものを除く。)
- (一) 広告灯
- (一) 検卵器
- (一) 電気消毒器(殺菌灯を有するものに限り。)
- (一) 家庭用光線治療器
- (一) 充電式携帯電灯
- (一) 複写機(光源の定格出力が一・二キロワット以下のものに限り。)
- (一) 電子応用機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限り。)
- (一) 電子時計
- (一) 電子式卓上計算機及び電子式金銭登録機
- (一) 電子冷蔵庫
- (一) インターホン
- (一) 電子楽器
- (一) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、ジュークボックスその他の音響機器
- (一) ビデオテープレコーダー
- (一) 消磁器

- (九) テレビジョン受信機（産業用テレビジョン受信機を除く。）
- (一〇) テレビジョン受信機用ブースター
- (一一) 高周波ウエルダー（定格高周波出力が二・五キロワット以下のものに限り。）
- (一二) 電子レンジ
- (一三) 超音波ねずみ駆除機
- (一四) 超音波加湿機（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限り。）
- (一五) 超音波洗浄機（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限り。）
- (一六) 電子応用遊戯器具（テレビジョン受信機に接続して使用するもの又はブラウン管を有するものに限り。）
- (一七) 家庭用低周波治療器
- (一八) 家庭用超音波治療器及び家庭用超短波治療器（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限り。）

- 一 第三号から前号までに掲げるもの以外の交流用電気機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限り。）
- (一) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具
- (二) 調光器（定格容量が一キロボルトアンペア以下のものに限り。）
- (三) 電気ペンシル
- (四) 漏電検知器
- (五) 防犯警報器
- (六) アーク溶接機（定格電圧が一五〇ボルトを超えるものにあつては、定格二次電流が一三〇アンペア以下のものに限り。）
- (七) 雑音防止器（テレビジョン受信機又はラジオ受信機の雑音の原因となる高周波の電流が伝わることを防止するものであつて、コンデンサー又はコンデンサー及びコイルを主たる構成要素とするものに限り、定格電流が五アンペアを超えるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
- (八) 医療用物質生成器
- (九) 家庭用電位治療器
- (一〇) 電気冷蔵庫（吸収式のものに限り。）
- (一一) 電気さく用電源装置

附 則

（施行期日）
 第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

（電気用品取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第二条 この政令の施行の際現に改正後の電気用品安全法施行令別表第二第八号（七〇）に掲げる電気用品（次項において「追

加電気用品」という。)の製造又は輸入の事業を行つてゐる者に関する通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(以下「整理合理化法」という。)(第十条の規定による改正後の電気用品安全法(以下「電気用品安全法」という。)(第三条の規定の適用については、同条中「事業開始の日」とあるのは、「電気用品取締法施行令の一部を改正する政令(平成十二年政令第百三十五号)」の規定の施行の日」とする。

2 追加電気用品については、この政令の施行の日から二年間は、電気用品安全法第二十七条第一項(製造又は輸入の事業を行う者が販売する場合を除く。)(及び第二十八条第一項の規定は、適用しない。

(整理合理化法附則第四十九条の政令で定める移行電気用品及び期間)

第三条 整理合理化法附則第四十九条の規定する表示の変更に伴う製造設備の修理又は改造に相当の期間を要する移行電気用品として政令で定めるものは附則別表第一の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める期間は同表の上欄に掲げる移行電気用品ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(整理合理化法附則第五十条第一項の政令で定める移行電気用品)

第四条 整理合理化法附則第五十条第一項の規定する製造から販売までに通常相当の期間を要する移行電気用品として政令で定めるものは、整理合理化法第十條の規定による改正前の電気用品取締法(以下「旧電気用品取締法」という。)(第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の規定による表示にあつては附則別表第二第一号から第五号まで、第七号(一)及び(五)並びに第九号(四)、附則別表第三第一号から第五号まで並びに附則別表第四第一号、第二号、第三号(二〇)及び(三三)、第四号(一一)、(一三)、(三九)、(四〇)、(四二)、(四四)、(五一)及び(六四)並びに第五号(一〇)に掲げるものとし、整理合理化法附則第四十九条の規定による表示にあつては附則別表第二第一号から第五号まで、第七号(一)及び(五)並びに第九号(四)並びに附則別表第四第一号、第二号、第三号(二〇)及び(三三)、第四号(一一)、(一三)、(三九)、(四〇)、(四二)、(四四)、(五一)及び(六四)並びに第五号(一〇)に掲げるものとする。

(整理合理化法附則第五十条第一項の政令で定める期間)

第五条 整理合理化法附則第五十条第一項の政令で定める期間は、旧電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の規定による表示にあつては附則別表第二、附則別表第三及び附則別表第四の上欄に掲げる移行電気用品(整理合理化法附則第四十六条第一項の規定する移行電気用品をいう。以下この条において同じ。)(ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げるとおりとし、整理合理化法附則第四十九条の規定による表示にあつては附則別表第二及び附則別表第四の上欄に掲げる移行電気用品ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げるとおりとする。

(整理合理化法附則第五十条第二項の政令で定める移行特定電気用品)

第六条 整理合理化法附則第五十条第二項の規定する製造から販売までに通常相当の期間を要する移行特定電気用品として政令で定めるものは、附則別表第二第一号から第五号まで、第七号(一)及び(五)並びに第九号(四)に掲げるものとする。

(整理合理化法附則第五十条第二項の政令で定める期間)

第七条 整理合理化法附則第五十条第二項の政令で定める期間は、附則別表第二の上欄に掲げる移行特定電気用品(整理合理化法附則第四十七条第一項に規定する移行特定電気用品をいう。)(ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第八條（整理合理化法の施行に伴う経過措置）
（整理合理化法の施行に伴う経過措置）
第八條（整理合理化法の施行に伴う経過措置）
（整理合理化法の施行に伴う経過措置）

2 整理合理化法第十條の規定の施行の際現に受けている旧電氣用品取締法第二十五條の三第一項の規定による型式の承認（整理合理化法附則第四十五條第一項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認を含む。）に係る改正前の電氣用品取締法施行令別表第一に掲げる電氣用品であつて改正後の電氣用品安全法施行令別表第二に掲げるもの（以下この条において「移行甲種電氣用品」という。）の表示又は販売については、整理合理化法第十條の規定の施行の日から起算して附則別表第五の上欄に掲げる当該移行甲種電氣用品に係る改正前の電氣用品取締法施行令別表第一の下欄に掲げる期間を経過する日又は当該承認の日から起算して附則別表第五の上欄に掲げる当該移行甲種電氣用品に係る改正前の電氣用品取締法施行令別表第一の下欄に掲げる期間を経過する日がいずれか早い日までの間は、電氣用品安全法第十條第二項、第二十七條第一項及び第二十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定による表示は、整理合理化法第十條の規定の施行の日から起算して附則別表第五の上欄に掲げる移行甲種電氣用品ごとに同表の下欄に掲げる期間を経過する日までの間は、電氣用品安全法第十條第一項の規定により付された表示とみなす。

4 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、旧電氣用品取締法第二十五條の四第一項の規定による表示を付された移行甲種電氣用品については、整理合理化法第十條の規定の施行の日から起算して附則別表第五の上欄に掲げる移行甲種電氣用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる期間を経過する日までの間は、電氣用品安全法第十條第二項、第二十七條第一項及び第二十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第九條 この政令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表第一

一	電線（定格電圧が一〇〇ボルト以上六〇〇ボルト以下のものに限る。）であつて、次に掲げるもの（一）絶縁電線であつて、次に掲げるもの（導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。）	二二年
（一）	1 ゴム絶縁電線（絶縁体が合成ゴムのものを含む。）	二二年
（二）	2 合成樹脂絶縁電線（附則別表第三第一号（一）に掲げるものを除く。）	二二年
（三）	ケープル（導体の公称断面積が二二平方ミリメートル以下、線心が七本以下及び外装がゴム（合成ゴムを含む。）又は合成樹脂のものに限る。）	二二年
（三）	コード	二二年

<p>(四) 接続器及びその附属品であつて、次に掲げるもの(定格電流が五〇アンペア以下のものであつて、極数が五以下のものに限り、タイムスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。)</p> <p>1 差込み接続器(附則別表第三第三号(三)に掲げるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>2 ねじ込み接続器(機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>3 ソケット(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>4 ローゼット</p> <p>5 ジョイントボックス</p>	<p>三年 三年 三年 三年 三年</p>
<p>五 電流制限器(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格電流が一〇〇アンペア以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p>	<p>二年</p>
<p>六 小形单相変圧器及び放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(定格一次電圧(放電灯用安定器であつて変圧式以外のものにあつては、定格電圧)が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数(二重定格のものにあつては、その一方の定格周波数。以下同じ。))が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) 小形单相変圧器であつて、次に掲げるもの(定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る。)</p> <p>1 家庭機器用変圧器(2に掲げるもの並びに附則別表第三第四号(一)及び5に掲げるもの並びに機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>2 電子応用機械器具用変圧器(定格容量が一〇ボルトアンペアを超える電源変圧器に限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>(二) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のものに限る。)</p> <p>1 蛍光灯用安定器(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>2 水銀灯用安定器(他の高圧放電灯用安定器(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの)を除く。)</p> <p>3 オゾン発生器用安定器</p>	<p>二年 二年 二年 二年 二年 二年 二年 二年 二年</p>
<p>七 单相電動機(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのもの)及び極数変換型のもの、防爆型のもの、紡績機械用、金属圧延機械用又は医療用機械器具用の特殊な構造のもの及び電動ミシン以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p>	<p>二年</p>
<p>八 電熱器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) 電気ホットプレート及び電気フライパン</p> <p>(二) 電気髪ごて及びヘアカーラー</p>	<p>二年 二年</p>

附則別表第二

<p>一 電線（定格電圧が一〇〇ボルト以上六〇〇ボルト以下のものに限り、）であって、次に掲げるもの（一）絶縁電線であって、次に掲げるもの（導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限り、） 2 1 ゴム絶縁電線（絶縁体が合成ゴムのものを含む。） 2 合成樹脂絶縁電線（附則別表第三第一号（一）に掲げるものを除く。） （二）ケーブル（導体の公称断面積が二二平方ミリメートル以下、線心が七本以下及び外装がゴム（合成ゴムを含む。）又は合成樹脂のものに限る。） （三）コード</p>	<p>七年 七年 七年 七年</p>
<p>一 直流電源装置（交流電源装置と兼用のものを含み、定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下、定格容量が一キロワットアンペア以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限り、無線通信機の試験用のものその他の特殊な構造のものを除く。）</p>	<p>二年</p>
<p>一 〇 電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具（口金のない電球又は受金の内径が一五・五ミリメートル以下のソケットを有するものに限り、）その他の白熱電灯器具及び放電灯器具（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであって、交流の電路に使用するものに限る、防爆型のものを除く。） （一） 具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、） （二） 具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、） （三） 具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、） （四） 具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、） （五） 具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、） （六） 具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、） （七） 具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、） （八） 具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、） （九） 具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、） （一〇） 具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、）</p>	<p>二年 二年 二年 二年 二年 二年 二年 二年 二年 二年</p>
<p>九 電動力応用機械器具であって、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであって、交流の電路に使用するものに限り、） （一） 並びに真空ポンプ、オイルポンプ、サンドポンプ及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。 （二） 電氣草刈機及び電氣刈込み機 （三） 電氣芝刈機 （四） 電氣歯ブラシ及び電氣ブラシ （五） 電氣乾燥機、電氣かみそり、電氣バリカン、電氣つめ磨き機その他の理容用電動力応用機械器具 （六） 換気扇（定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限り、） （七） 電氣冷房機（電動機の定格消費電力が七キロワット以下のものに限り、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限る。） （八） 空気清浄機（定格消費電力が五キロワット以下のものに限る。） （九） 電氣グラインダー、電氣ドリル、電氣かんな、電氣のこぎり、電氣スクリュードライバーその他の電動工具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限り、） （一〇） 電氣マツサージ器</p>	<p>二年</p>

<p>て、交流の電路に使用するものに限る。)</p>	<p>五 小形单相変圧器及び放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(定格一次電圧(放電灯用安定器であつて変圧式以外のもの)であつては、定格電圧)が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) 小形单相変圧器であつて、次に掲げるもの(定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る。)</p> <p>1 家庭機器用変圧器(2に掲げるもの並びに附則別表第三第四号(一)1及び5に掲げるもの並びに機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>2 電子応用機械器具用変圧器(定格容量が一〇ボルトアンペアを超える電源変圧器に限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>(二) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のものに限る。)</p> <p>1 蛍光灯用安定器(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>2 水銀灯用安定器(他の高圧放電灯用安定器(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの)を除く。)</p> <p>3 オゾン発生器用安定器</p>	<p>六 電熱器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) 電気便座</p> <p>(二) 電気温蔵庫</p> <p>(三) 水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結又は凝結防止用電熱器具</p> <p>(四) 電気温水器</p> <p>(五) 電熱式吸入器その他の家庭用電熱治療器(附則別表第三第六号に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 電気スチームバス及びバスチェームバス用電熱器</p> <p>(七) 電気サウナバス及びバスチェームバス用電熱器</p> <p>(八) 観賞魚用ヒーター</p> <p>(九) 観賞植物用ヒーター</p> <p>(一〇) 電熱式おもちゃ</p>	<p>七 電動力応用機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) 電気ポンプ又は定格消費電力が一・五キロワット以下のものに限り、附則別表第四第四号(六五)に掲げるもの並びに真空ポンプ、オイルポンプ、サンドポンプ及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>(二) 冷蔵用又は冷凍用のシヨーカー(定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。)</p> <p>(三) アイスクリームフリーザー(定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。)</p>	<p>五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 七年 七年 七年 七年 七年</p>
----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------

附則別表第三

<p>二 ヒューズであつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格電流が一アンペア以上二〇〇アンペア以下（電動機用ヒューズにあつては、その適用電動機の定格容量が一ニキロワット以下）</p>	
<p>一 電線及び電気温床線であつて、次に掲げるもの (一) 絶縁電線であつて、次に掲げるもの（導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。） 1 蛍光灯電線 2 ネオン電線 (二) ケーブル（定格電圧が一〇〇ボルト以上六〇〇ボルト以下、導体の公称断面積が二二平方ミリメートルを超え一〇〇平方ミリメートル以下、線心が七本以下及び外装がゴム（合成ゴムを含む。）又は合成樹脂のものに限る。） (三) 電気温床線</p>	<p>七年 七年 七年 七年</p>
<p>一〇 定格電圧が三〇ボルト以上三〇〇ボルト以下の携帯発電機</p>	<p>五年</p>
<p>九 第二号から前号までに掲げるもの以外の交流用電気機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限る。） (一) 磁気治療器 (二) 電撃殺虫器 (三) 電気浴器用電源装置 (四) 直流電源装置（交流電源装置と兼用のものを含み、定格容量が一キロボルトアンペア以下のもの限り、無線通信機の試験用のものその他の特殊な構造のものを除く。）</p>	<p>五年 五年 五年 七年</p>
<p>八 高周波脱毛器（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下、定格高周波出力が五〇ワット以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p>	<p>五年</p>
<p>(九) 電動式おもちゃその他の電動力応用遊戯器具（附則別表第四第四号（六八）に掲げるものを除く。） (八) 電気気泡発生器（浴槽において使用するもの以外のものにあつては、定格消費電力が一〇〇ワット以下のものに限る。） (七) 自動販売機（電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を有するもの限り、乗車券用のものを除く。） (六) 自動洗浄乾燥式便器 (五) 電気マツサージ器 (四) デイスパーザー（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）</p>	<p>五年 五年 五年 五年 七年 五年 五年</p>

<p>のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>(一) 筒形ヒューズ</p> <p>(二) 柱形ヒューズ</p>	<p>七年</p> <p>七年</p>
<p>三 配線器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下のものであつて、交流の電路に使用するもの）に限り、防爆型のもの及び油入型のものを除く。）</p> <p>(一) リモートコントロールリレー（定格電流が三〇アンペア以下のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>(二) 開閉器であつて、次に掲げるもの（定格電流が一〇〇アンペア以下へ電動機用のものにあつては、その適用電動機の定格容量が一ニキロワット以下）のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>1 カットアウトスイッチ</p> <p>2 カバー付ナイフスイッチ</p> <p>3 分電盤ユニットスイッチ</p> <p>4 電磁開閉器（箱入りのものであつて、過電流継電機構を有するもの又はヒューズを取り付けるものに限る。）</p> <p>(三) ライティングダクト及びその附属品（ライティングダクトを接続し、又はその端に接続するもの）に限る。）</p> <p>並びにライティングダクト用接続器（定格電流が五〇アンペア以下のものであつて、極数が五以下のもの）に限り、タイムスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。）</p>	<p>十年</p> <p>十年</p> <p>十年</p> <p>十年</p> <p>十年</p>
<p>四 小形単相変圧器、電圧調整器及び放電灯用安定器であつて変圧式以外のものにあつては、定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>(一) 小形単相変圧器であつて、次に掲げるもの（定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る。）</p> <p>1 ベル用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>2 表示器用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>3 リモートコントロールリレー用変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>4 ネオン変圧器（機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>5 燃焼器具用変圧器（点火用のものに限り、パルス型のものを除く。）</p> <p>(二) 電圧調整器（定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のもの）に限る、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>(三) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの（その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のもの）に限る。）</p> <p>1 ナトリウム灯用安定器（電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの）を除く。）</p> <p>2 殺菌灯用安定器</p>	<p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p>

附則別表第四

<p>五 格かご形三相誘導電動機（定格電圧が一五〇ボルト以上三〇〇ボルト以下、定格出力が三キロワット以下及び定績機械用、金属圧延機械用又は医療用機械器具用の特殊な構造のもの及び電動ミシン以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p>	<p>七年</p>
<p>六 電気温きゆう器（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p>	<p>五年</p>
<p>七 家庭用電動力応用治療器（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る、附則別表第二第七号（五）に掲げるものを除く。）</p>	<p>五年</p>
<p>八 電子応用機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。） (一) 家庭用低周波治療器 (二) 家庭用超音波治療器及び家庭用超短波治療器（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限る。）</p>	<p>五年 五年</p>
<p>九 第二号から前号までに掲げるもの以外の交流用電気機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限る。） (一) 家庭用電位治療器 (二) 電気さく用電源装置</p>	<p>五年 五年</p>
<p>一 電線管類及びその附属品並びにケーブル配線用スイッチボックスであつて、次に掲げるもの（銅製及び黄銅製のもの並びに防爆型のものを除く。） (一) 電線管（可撓電線管を含み、内径が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。） (二) フロアダクト（幅が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。） (三) 線樋（幅が五〇ミリメートル以下のものに限る。） (四) 電線管類の附属品（一）に掲げる電線管、（二）に掲げるフロアダクト若しくは（三）に掲げる線樋を接続し又はこれらの端に接続するものに限る、レジューサーを除く。） (五) ケーブル配線用スイッチボックス</p>	<p>十年 十年 十年 十年 十年</p>
<p>二 单相電動機（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限り、極数変換型のもの、防爆型のもの、紡績機械用、金属圧延機械用又は医療用機械器具用の特殊な構造のもの及び電動ミシン以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p>	<p>七年</p>

<p>(三三) 電気髪ごて及びヘアカーラー</p> <p>(三四) 毛髪加湿器その他の理容用電熱器具</p> <p>(三五) 電熱ナイフ</p> <p>(三六) 電気溶解器</p> <p>(三七) 電気焼成炉</p> <p>(三八) 電気はんだごて、こて加熱器その他の工作用又は工芸用の電熱器具</p> <p>(三九) タオル蒸し器</p> <p>(四〇) 電気消毒器（電熱装置を有するものに限る。）</p> <p>(四一) 湿潤器</p> <p>(四二) 電気湯のし器</p> <p>(四三) 投込み湯沸器</p> <p>(四四) 電気瞬間湯沸器</p> <p>(四五) 現像恒温器</p> <p>(四六) 電熱ボード、電熱シート及び電熱マット</p> <p>(四七) 電気乾燥器</p> <p>(四八) 電気プレス器（繊維製品のプレスに使用するものに限る。）</p> <p>(四九) 電気育苗器</p> <p>(五〇) 電気ふ卵器</p> <p>(五一) 電気育すう器</p> <p>(五二) 電気アイロン</p> <p>(五三) 電気裁縫ごて</p> <p>(五四) 電気接着器（高周波ウエルダーを除く。）</p> <p>(五五) 電気香炉</p> <p>(五六) 電気くん蒸殺虫器</p>	<p>四 電動力応用機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>(一) ベルトコンベア（可搬型のものに限る。）</p> <p>(二) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（定格消費電力が五〇〇ワット以下及び定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）</p> <p>(三) 電気製氷機（定格消費電力が五〇〇ワット以下及び定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）</p> <p>(四) 電気冷水機（定格消費電力が五〇〇ワット以下及び定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）</p> <p>(五) 空気圧縮機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>(六) 電動ミシン</p> <p>(七) 電気ろくろ</p> <p>(八) 電気鉛筆削機</p>	<p>五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 五年 七年</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

附則別表第五

<p>一 電線及び電気温床線であつて、次に掲げるもの（導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>(一) 絶縁電線であつて、次に掲げるもの（導体の公称断面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>1 蛍光灯電線</p> <p>2 ネオン電線</p> <p>(二) ケーブル（定格電圧が一〇〇ボルト以上六〇〇ボルト以下、導体の公称断面積が二二平方ミリメートルを超え一〇〇平方ミリメートル以下、線心が七本以下及び外装がゴム（合成ゴムを含む。）又は合成樹脂のものに限る。）</p> <p>(三) 電気温床線</p>	<p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p>
<p>二 ヒューズであつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格電流が一アンペア以上二〇〇アンペア以下（電動機用ヒューズにあつては、その適用電動機の定格容量が一二キロワット以下）のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>(一) 筒形ヒューズ</p> <p>(二) 栓形ヒューズ</p>	<p>七年</p> <p>七年</p>
<p>三 配線器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下のものであつて、交流の電路に使用するもの限り、防爆型のもの及び油入型のものを除く。）</p> <p>(一) リモートコントロールリレー（定格電流が三〇アンペア以下のもの限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>(二) 開閉器であつて、次に掲げるもの（定格電流が一〇〇アンペア以下（電動機用のものにあつては、その適用電動機の定格容量が一二キロワット以下）のもの限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>1 カットアウトスイッチ</p> <p>2 カバー付ナイフスイッチ</p> <p>3 分電盤ユニットスイッチ</p> <p>4 電磁開閉器（箱入りのものであつて、過電流継電機構を有するもの又はヒューズを取り付けるものに限る。）</p> <p>(三) ライティングダクト及びその附属品（ライティングダクトを接続し、又はその端に接続するものに限る。）並びにライティングダクト用接続器（定格電流が五〇アンペア以下のものであつて、極数が五以下のもの限り、タイムスイッチ機構以外の点滅機構を有するものを含む。）</p>	<p>十年</p> <p>十年</p> <p>十年</p> <p>十年</p> <p>十年</p>
<p>四 小形单相変圧器、電圧調整器及び放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの（定格一次電圧（放電灯用安定器</p>	

<p>であつて変圧式以外のものにあつては、定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) 小形单相変圧器であつて、次に掲げるもの(定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る。)</p> <p>1 ベル用変圧器(機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>2 表示器用変圧器(機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>3 リモートコントロール用変圧器(機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>4 ネオン変圧器(機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>5 燃焼器具用変圧器(点火用のものに限り、パルス型のものを除く。)</p> <p>(二) 電圧調整器(定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>(三) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のものに限る。)</p> <p>1 ナトリウム灯用安定器(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p> <p>2 殺菌灯用安定器</p>	<p>七年 七年 七年 七年 七年 七年</p>
<p>五 かご形三相誘導電動機(定格電圧が一五〇ボルト以上三〇〇ボルト以下、定格出力が三キロワット以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限り、短時間定格のもの、極数変換型のもの、防爆型のもの、紡績機械用、金属圧延機械用又は医療用機械器具用の特殊な構造のもの及び電動マシン以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p>	<p>七年</p>
<p>六 電気温きゆう器(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p>	<p>五年</p>
<p>七 家庭用電動力応用治療器(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限り、附則別表第二第七号(五)に掲げるものを除く。)</p>	<p>五年</p>
<p>八 電子応用機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)</p> <p>(一) 家庭用低周波治療器</p> <p>(二) 家庭用超音波治療器及び家庭用超短波治療器(定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限る。)</p>	<p>五年 五年</p>
<p>九 第二号から前号までに掲げるもの以外の交流用電気機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限る。)</p> <p>(一) 家庭用電位治療器</p> <p>(二) 電気さく用電源装置</p>	<p>五年 五年</p>

<p>ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。(一) (二) 小形单相変圧器であつて、次に掲げるもの(定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限る。)</p>	<p>1 ベル用変圧器(機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p>	<p>2 表示器用変圧器(機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p>	<p>3 リモートコントロール用変圧器(機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p>	<p>4 ネオン変圧器(機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p>	<p>5 燃焼器具用変圧器(点火用のものに限り、パルス型のものを除く。)</p>	<p>(二) 電圧調整器(定格容量が五〇〇ボルトアンペア以下のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p>	<p>(三) 放電灯用安定器であつて、次に掲げるもの(その適用放電管の定格消費電力の合計が五〇〇ワット以下のものに限る。)</p>	<p>1 ナトリウム灯用安定器(電灯器具以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p>	<p>2 殺菌灯用安定器</p>	<p>五 格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限り、短時間定格のもの、極数変換型のもの、防爆型のもの、紡績機械用、金属圧延機械用又は医療用機械器具用の特殊な構造のもの及び電動ミシン以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)</p>	<p>二二年 二二年 二二年 二二年 二二年</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------	-------------------------------------------	--------------------------------------------------	------------------------------------------	------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)(抄)【整理合理化法による改正前】

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 甲種電気用品の製造事業者の登録(第三条 第十七条の六)

第三章 甲種電気用品の型式等(第十八条 第二十六条)

第三章の二 乙種電気用品の製造事業者の届出等(第二十六条の二 第二十六条の六)

第四章 販売等の制限(第二十七条・第二十八条)

第五章 指定試験機関(第二十九条 第四十二条)

第六章 雑則(第四十三条 第五十六条)

第七章 罰則(第五十七条 第六十三条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、電気用品の製造、販売等を規制することにより、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気用品」とは、次に掲げる物をいう。
一 一般電気工作物(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。)
二 携帯発電機であつて、政令で定めるもの
三 この法律において「甲種電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものをいい、「乙種電気用品」とは、甲種電気用品以外の電気用品をいう。

第二章 甲種電気用品の製造事業者の登録

(登録)

第三条 甲種電気用品の製造の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める甲種電気用品の製造の事業の区分(以下「事業区分」という。)に従い、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業区分

三 当該甲種電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該甲種電気用品の製造のための設備であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定製造設備」という。)の名称及び性能又は数

五 当該甲種電気用品の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定検査設備」という。)の名称及び性能又は数

2 前項の申請書には、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(欠格条項)

第五条 次の各号の一に該当する者は、第三条の登録を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることなくつた日から二年を経過しない者
二 第十四条又は第十七条の五第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
三 第三条又は第十七条の二の登録を受けた者であつて法人であるものが第十四条又は第十七条の五第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその第三条又は第十七条の二の登録を受けた者の業

四 務を行う役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの
法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

- 一 特定製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

(登録簿)

- 一 通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。
- 二 登録の年月日及び登録番号
- 三 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

(登録証)

- 一 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。
- 二 登録の年月日及び登録番号
- 三 氏名又は名称及び住所
- 四 事業区分

(承継)

第九条 第三条の登録を受けた者(以下「登録製造事業者」という。)が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録製造事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第五条各号の一に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出等)

- 一 第十条 登録製造事業者は、第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 二 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録製造事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。
- 三 第一項の場合において、前条の規定により登録製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(廃止の届出)
第十一条 登録製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)
第十二条 登録製造事業者は、登録証をよごし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)
第十三条 登録製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第十四条 通商産業大臣は、登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第三条、第十条第一項、第十八条又は第二十五条第二項の規定に違反したとき。

二 第五条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 第四十七条第一項又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。

五 第十七条の二の登録を受けている場合において、第十七条の五第一項第一号から第七号までのいずれかに該当するものとしてその登録を取り消されたとき。

(登録の消除)

第十五条 通商産業大臣は、登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)

第十六条 登録製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、効力を失つた日から三十日以内に、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(登録簿の謄本等)

第十七条 何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(外国製造事業者の登録)

第十七条の二 外国において本邦に輸出される甲種電気用品の製造の事業を行う者は、事業区分に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。

(外国製造事業者の登録の申請)

第十七条の三 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業区分
- 三 当該甲種電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
- 四 特定製造設備の名称及び性能又は数
- 五 特定検査設備の名称及び性能又は数

2 前項の申請書には、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

(外国製造事業者の登録の基準)
 第十七条の四 通商産業大臣は、第十七条の二の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

- 一 特定製造設備が第六条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。
- 二 特定検査設備が第六条第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

(外国製造事業者の登録の取消し)
 第十七条の五 通商産業大臣は、第十七条の二の登録を受けた者(以下「外国登録製造事業者」という。)が次の各号の一に

- 一 第三条、第二十五条第二項若しくは第二十五条の四第二項若しくは第四項の規定又は次条において準用する第十条第一項の規定に違反したとき。
- 二 次条において準用する第五条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。
- 三 第四十八条の二において準用する第四十七条第一項又は第四十八条の規定による請求に応じなかつたとき。
- 四 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録製造事業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 五 通商産業大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録製造事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫において、本邦に輸出される電気用品、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。
- 六 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、外国登録製造事業者に対し、その所在の場所において職員に検査させることが著しく困難であると認められる甲種電気用品を期限を定めて提出すべきことを請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。
- 七 不正の手段により第十七条の二の登録を受けたとき。
- 八 第三条の登録を受けている場合において、第十四条第一号から第四号までのいずれかに該当するものとしてその登録を取り消されたとき。

2 国は、前項第六号の規定による請求によつて生じた損失を外国登録製造事業者に対し補償しなければならない。この場合において補償すべき損失は、同号の規定による請求によつて通常生ずべき損失とする。

(準用)

第十七条の六 第五条、第七条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定は、第十七条の二の登録について準用する。

第三章 甲種電気用品の型式等

(登録製造事業者に係る甲種電気用品の型式の認可)

第十八条 登録製造事業者は、製造しようとする甲種電気用品の型式について、通商産業省令で定める型式の区分(以下単に「型式の区分」という。)に従い、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、特定の用途に使用される甲種電気用品を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験的に製造する場合には、この限りでない。

(認可の申請)

第十九条 前条の認可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の年月日及び登録番号

三 型式の区分

二 前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の試験用の甲種電気用品及びその構造図その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。ただし、第二十一条第一項の試験に合格した甲種電気用品について前条の認可を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添附することをもつて足りる。

(認可の基準)

第二十条 通商産業大臣は、第十八条の認可の申請が次の各号(次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添附してある場合には、第二号)に該当すると認めるときは、認可をしなければならない。

一 申請に係る試験用の甲種電気用品が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 申請者が申請に係る型式の区分の属する事業区分について第三条の登録を受けていること。

(指定試験機関の試験)

第二十一条 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式の甲種電気用品については、通商産業大臣が指定した者(以下「指定試験機関」という。)の行なう試験を受けることができる。

二 前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第十九条第二項の通商産業省令で定める数量の試験用の甲種電気用品及び同項の通商産業省令で定める書類を添えて、指定試験機関に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 型式の区分

三 第一項の試験においては、その試験用の甲種電気用品が前条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは、これを合格とする。

(登録製造事業者に係る基準適合義務等)

第二十二條 第十八條の認可を受けた登録製造事業者が当該認可に係る型式の甲種電気用品を製造する場合には、第二十二條第一號の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

第三十條 第十八條ただし書の規定は、前項の場合に準用する。
第三十一條 第一項の登録製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造に係る同項の甲種電気用品(前項において準用する第十八條ただし書の規定の適用を受けて製造されたものを除く。)について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第二十三條 (甲種電気用品輸入事業者に係る甲種電気用品の型式の認可等)
第二十三條 甲種電気用品の輸入の事業を行う者(以下「甲種電気用品輸入事業者」という。)は、販売しようとする甲種電気用品(その者の輸入したものに限る。次條第一項において同じ。)の型式について、型式の区分に従い、当該甲種電気用品の製造事業者ごとに、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、特定の用途に使用される甲種電気用品を販売する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又はその輸入の時に於いて第二十五條の四第一項の規定により表示が付されている甲種電気用品を販売しようとするときは、この限りでない。

第二十九條 第十九條から第二十一條までの規定は、前項の認可に準用する。
第三十條 第十九條第一項第二號中「登録の年月日及び登録番号」とあるのは、「当該甲種電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所」と、第二十條中「認可の申請があるのは、「認可の申請が第一號に合格したことを証する書面を添附してある場合には、第二號」に該当すると認めるとき」と添附してあるとき」と読み替えるものとする。
第三十一條 第九條本文並びに第十條第一項及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた甲種電気用品輸入事業者について準用する。

第三十二條 第九條本文並びに第十條第一項中「第四條第一項第一號」又は第三號から第五號までに掲げる事項」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

(型式の認可とみなす確認)

第二十三條の二 甲種電気用品輸入業者が、販売しようとする甲種電気用品の型式について、他の甲種電気用品輸入事業者が前條第一項の認可を受けている型式と同一の型式の区分に属し、かつ、同一の製造事業者に係るものである旨の通商産業大臣による確認を受けたときは、その確認を受けた甲種電気用品輸入事業者は、その甲種電気用品の型式について、同項の認可を受けたものとみなす。

第二十四條 前項の確認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 当該甲種電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所
三 型式の区分
四 当該型式について前條第一項の認可を受けている他の甲種電気用品輸入事業者の氏名又は名称及び住所

第三十五條 前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の確認のための試験用の甲種電気用品及びその構造図その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、第二十一條第一項に規定する甲種電気用品について第一項の確認を受けているとき、その電気用品の型式が当該他の甲種電気用品輸入事業者が前條第一項の認可を受けている型式と同一

の型式の区分に属する旨を指定試験機関が証する書面を添付することをもつて足りる。

(甲種電気用品輸入事業者に係る基準適合義務)

第二十三条の三 第二十三条第一項の認可を受けた甲種電気用品輸入事業者は、当該認可に係る型式の甲種電気用品を販売する場合においては、第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。

2 第二十三条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(認可の有効期間等)

第二十四条 第十八条又は第二十三条第一項の認可は、三年以上七年以下において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の認可の更新の申請に関し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

(表示)

第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は甲種電気用品輸入事業者は、当該認可に係る型式の甲種電気用品(第二十二條第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたもの、第二十三條の三第二項において準用する第二十三條第一項ただし書の規定の適用を受けて販売されるもの又は第二十五條の四第一項の表示が付されているものを除く。)を販売する時まで、これに通商産業省令で定める方式による表示を付さなければならない。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、甲種電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

(認可の取消し)

第二十五条の二 通商産業大臣は、第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は甲種電気用品輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消すことができる。

一 第二十二條第三項又は前條第一項の規定に違反したとき。

二 第四十三條第一項の条件に違反したとき。

三 第四十七條第一項若しくは第二項又は第四十八條の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第十八條又は第二十三條第一項の認可を受けたとき。

(外国登録製造事業者に係る甲種電気用品の型式の承認等)

第二十五条の三 外国登録製造事業者は、製造しようとする甲種電気用品であつて本邦に輸出されるものの型式について、型式の区分に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 第十九條から第二十一條まで及び第二十四條の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、第二十条第二号中「第三条」とあるのは、「第十七条の二」と読み替えるものとする。

(外国登録製造事業者に係る表示等)

第二十五条の四 前條第一項の承認を受けた外国登録製造事業者は、その製造する甲種電気用品であつて当該承認に係る型式

のものに第二十五条第一項に規定する方式による表示を付することができる。
2 外国登録製造事業者は、前項に規定する場合を除くほか、甲種電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
3 外国登録製造事業者が第一項の表示に係る甲種電気用品を製造する場合には、前条第二項において準用する第二十条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようになければならない。
4 外国登録製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、第一項の表示に係る甲種電気用品について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(外国登録製造事業者に係る型式の承認の取消し)
第二十六条 通商産業大臣は、第二十五条の三第一項の承認を受けた外国登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、

- 一 その承認を取り消すことができる。
- 二 前条第四項の規定に違反したとき。
- 三 第四十三条第一項の条件に違反したとき。
- 四 第四十八条の二において準用する第四十七条第一項又は第四十八条の規定による請求に応じなかつたとき。

第三章の二 乙種電気用品の製造事業者の届出等

(事業開始の届出等)
第二十六条の二 乙種電気用品の製造の事業を行なう者(以下「乙種電気用品製造事業者」という。)は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該乙種電気用品の種類及び構造
- 三 当該乙種電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
- 四 乙種電気用品製造事業者がその事業の全部を譲渡し、又は乙種電気用品製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その乙種電気用品製造事業者のこの法律の規定による地位を承継する。
- 五 第十條第一項及び第三項並びに第十一條の規定は、乙種電気用品製造事業者に準用する。この場合において、第十條第一項中「第四條第一項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「第二十六條の二第一項各号」と読み替えるものとする。

第二十六条の三 乙種電気用品の輸入の事業を行なう者(以下「乙種電気用品輸入事業者」という。)は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 当該乙種電気用品の種類及び構造
三 当該乙種電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所

2 乙種電気用品輸入事業者がその事業の全部を譲渡し、又は乙種電気用品輸入事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その乙種電気用品輸入事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

3 第十条第一項及び第三項並びに第十一条の規定は、乙種電気用品輸入事業者に準用する。この場合において、第十条第一項中「第四条第一項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「第二十六条の三第一項各号」と読み替えるものとする。

(基準適合義務)

第二十六条の四 乙種電気用品製造事業者は、当該乙種電気用品を製造する場合においては、当該乙種電気用品が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

2 第十八条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第二十六条の五 乙種電気用品輸入事業者は、当該乙種電気用品を販売する場合には、前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものを販売しなければならない。

2 第二十三条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(表示)

第二十六条の六 乙種電気用品製造事業者又は乙種電気用品輸入事業者は、当該乙種電気用品(第二十六条の四第二項において準用する第十八条ただし書の規定の適用を受けて製造されたもの又は前条第二項において準用する第二十三条第一項ただし書の規定の適用を受けて販売されるものを除く。)を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならぬ。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、乙種電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附してはならない。

第四章 販売等の制限

(販売の制限)

第二十七条 電気用品の販売の事業(自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。)を行う者(以下「販売事業者」という。)は、第二十五条第一項、第二十五条の四第一項又は前条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、第十八条ただし書(第二十二條第二項又は第二十六条の四第二項において準用する場合を含む。)又は第二十三条第一項ただし書(第二十二條第二項又は第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。)の承認に係る電気用品については、この限りでない。

(使用の制限)

第二十八条 電気事業法第二条第一項第八号に規定する電気事業者、同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同法第四項に規定する認定電気工事従事者は、第二十五条第一項、第二十五条の四第一項又は

- 第二十六条の六第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十二号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。
- 2 電気用品を部品又は付属品として使用して製造する物品であつて、政令で定めるものの製造の事業を行う者は、第二十五条第一項、第二十五条の四第一項又は第二十六条の六第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品をその製造に使用してはならない。
- 3 前条ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

第五章 指定試験機関

- (指定)
- 第二十九条 第二十一条第一項の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項(第二十三条第二項及び第二十五条の三第二項において準用する場合を含む。)の試験及び第二十三条の二第三項の規定による証明(以下この章において単に「試験」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

- 第三十条 次の各号の一に該当する者は、第二十一条第一項の指定を受けることができない。
- 一 第四十一条の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 二 その業務を行なう役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
- イ この法律又はこの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- ロ 第三十八条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

- 第三十一条 通商産業大臣は、第二十一条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
- 一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて試験を行なうものであること。
- 二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が試験を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。
- 三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 試験の業務以外の業務を行なっている場合には、その業務を行なうことによつて試験が不公正になるおそれがないものであること。
- 五 試験の業務を適確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎を有するものであること。
- 六 その指定をすることによつて申請に係る試験の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(試験の義務)

第三十二条 指定試験機関は、試験を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、試験を行なわなければならない。

2 指定試験機関は、試験を行なうときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者（以下「試験員」という。）に試験を実施させなければならない。

（事業所の変更）

第三十三条 指定試験機関は、試験を行なう事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

（業務規定）

第三十四条 指定試験機関は、試験の業務に関する規定（以下「業務規定」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規定が試験の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規定を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第三十五条 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（事業計画等）

第三十六条 指定試験機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

（役員を選任及び解任）

第三十七条 指定試験機関の役員を選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解任命令）

第三十八条 通商産業大臣は、指定試験機関の役員又は試験員がこの法律又は業務規定に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

（役員及び職員の地位）

第三十九条 試験の業務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)
第四十条 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十一条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十一条 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第二十一条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 この章の規定に違反したとき。
二 第三十四条第一項の認可を受けた業務規定によらないで試験を行なつたとき。
三 第三十四条第三項、第三十八条又は前条の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第四十二条 指定試験機関は、帳簿を備え、試験に関し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。
2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第六章 雑則

(認可等の条件)

第四十三条 第十八条若しくは第二十三条第一項の認可、第十八条ただし書(第二十二條第二項又は第二十六条の四第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第二十三條第一項ただし書(第二十三條の三第二項又は第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。))の承認又は第二十五条の三第一項の承認には、条件を付することができる。
2 前項の条件は、認可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可又は承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(公示)

第四十四条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第十八條の認可又は第二十三條第一項の認可(第二十三條の二第一項の確認を含む。)(をしたとき。
二 第二十一條第一項の指定をしたとき。
三 第二十五條の二の規定により認可を取り消したとき。
四 第二十五條の三第一項の承認をしたとき。
五 第二十六条の規定により承認を取り消したとき。
六 第三十三條の規定により届出があつたとき。
七 第三十五條の許可をしたとき。
八 第四十一條の規定により指定を取り消し、又は試験の業務の停止を命じたとき。

(報告の徴収)

- 第四十五条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、登録製造事業者、甲種電気用品輸入事業者、乙種電気用品製造事業者、乙種電気用品輸入事業者、販売事業者又は第二十八条第二項に規定する事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

- 第四十六条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録製造事業者、甲種電気用品輸入事業者、乙種電気用品製造事業者、乙種電気用品輸入事業者、販売事業者又は第二十八条第二項に規定する事業を行なう者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前二項の規定により立ち入り検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電気用品の提出)

- 第四十六条の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に検査をさせた場合において、その所在の場所において、これを提出すべきことを命ずることができる。
- 2 国(前項の規定に基づく通商産業大臣の権限が都道府県知事に委任されている場合にあつては、都道府県)は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。
- 3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(改善命令)

- 第四十七条 通商産業大臣は、次の場合には、登録製造事業者に対し、特定製造設備又は特定検査設備の修理又は改造、甲種電気用品の製造又は検査の業務の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 一 特定製造設備又は特定検査設備が第六条第一号又は第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。
- 二 第二十二条第一項の規定に違反していると認めるとき。
- 三 第一項又は第二十六條の四第一項若しくは第二十六條の五第一項の規定に違反していると認めるときは、その違反している者に對し、その販売し又は製造する電気用品が第二十条第一号又は第二十六條の四第一項の通商産業省令で定める技術上

の基準に適合するようにするための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務停止命令)

第四十八条 通商産業大臣は、登録製造事業者、甲種電気用品輸入事業者、乙種電気用品製造事業者又は乙種電気用品輸入事業者が第二十二条第一項、第二十三条の三第一項、第二十六条の四第一項又は第二十六条の五第一項の規定に違反している場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その違反している者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(準用)

第四十八条の二 第四十七条第一項及び第四十八条の規定は、外国登録製造事業者に準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十二条第一項とあるのは「第二十五条の四第三項」と、第四十八条中「その業務の全部又は一部の停止」とあるのは「その製造する甲種電気用品に第二十五条の四第一項の表示を付すること」を停止すること」と読み替えるものとする。

(公聴会)

第四十九条 通商産業大臣は、第二条又は第二十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならない。

第五十条 削除

(異議申立ての手續きにおける意見の聴取)

第五十一条 通商産業大臣は、この法律の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、異議申立人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 第一項の意見の聴取に際しては、異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第五十二条 削除

(手数料)

第五十三条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第三条の登録を受けようとする者
- 二 第十七条の二の登録を受けようとする者
- 三 第十八条若しくは第二十三条第一項の認可若しくは第二十五条の三第一項の承認又は第二十四条第一項の認可の更新若しくは第二十五条の三第二項において準用する第二十四条第一項の承認の更新を受けようとする者(指定試験機関の行う試験に合格した甲種電気用品の型式について、これらの認可若しくは承認又は認可の更新若しくは承認の更新を受けよう

とする者を除く。)

四 指定試験機関の行う試験を受けようとする者
五 第二十三条の二第一項の確認を受けようとする者（次号に規定する指定試験機関の証明がされた甲種電気用品について

その確認を受けようとする者を除く。)

六 第二十三条の二第三項ただし書の規定による指定試験機関の証明を受けようとする者

七 登録証の訂正又は再交付を請求しようとする者

八 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

九 登録簿の閲覧を請求しようとする者

2 その他の者の納付するものについては、国庫の収入とする。

（輸出用電気用品の特例）

第五十四条 輸出用の電気用品については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

（経過措置）

第五十五条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所用の経過措置を定めることができる。

（権限の委任）

第五十六条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

2 第五十一条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、通商産業大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の登録を受けないで甲種電気用品の製造の事業を行つた者

二 第十八条又は第二十三条第一項の規定に違反してこれらの認可を受けた型式の甲種電気用品を製造し、又は販売した者

三 第四十八条の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十八条 第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第三項の規定に違反して検査を行なわず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

二 第二十五條第一項又は第二十六條の六第一項の規定に違反して表示を附さなかつた者

三 第二十五條第二項又は第二十六條の六第二項の規定に違反して表示を附した者

四 第二十七條の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者

五 第二十八條第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用した者

六 第四十七條第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第六十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第四十六條の二第一項の規定による命令に違反した者

第六十一条 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十五條の許可を受けずに試験の業務の全部を廃止したとき。

二 第四十二條第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同條第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第四十五條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十六條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十七條、第五十九條又は第六十條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十條第一項（第二十三條第三項、第二十六條の二第三項又は第二十六條の三第三項において準用する場合を含む。）
、第十一條（第二十六條の二第三項又は第二十六條の三第三項において準用する場合を含む。）
、第二十六條の二第一項

二 又は第二十六條の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
、第十六條の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

電気用品取締法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）（抄）【整理合理化法による改正前】

（電気用品）
 第一条 電気用品取締法（以下「法」という。）第二条第一項の電気用品は、別表第一の上欄及び別表第二に掲げるとおりとする。

（甲種電気用品）
 第一条の二 法第二条第二項の甲種電気用品は、別表第一の上欄に掲げるとおりとする。

（型式の認可又は承認の有効期間）
 第二条 法第二十四条第一項（法第二十五条の三第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、別表第一の上欄に掲げる品目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 甲種電気用品輸入事業者が法第二十三条の二の規定により法第二十三条第一項の認可を受けたもののみならず、当該場合に於ける当該認可に係る法第二十四条第一項の政令で定める期間のうち最初のものは、前項の規定にかかわらず、当該他の甲種電気用品輸入事業者が受けている法第二十三条第一項の認可が法第二十四条第一項の更新を受けなければその効力を失うこととなる日までの期間とする。

3 前項の規定は、外国登録製造事業者が外国製造事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十七号）附則第三条第一項の規定により法第二十五条の三第一項の承認を受けたものとみなされた場合に準用する。この場合において、前項中「当該他の甲種電気用品輸入事業者」とあるのは、「当該甲種電気用品輸入事業者」と読み替えるものとする。

（報告の徴収等）
 第三条 法第四十五条第一項の規定により通商産業大臣が報告をさせることができる事項は、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

登録製造事業者	特定製造設備又は特定検査設備の状況 甲種電気用品の型式、製造数量及び製造の場所 甲種電気用品の検査記録の内容 甲種電気用品の販売数量及び主たる販売先 甲種電気用品の主たる材料又は部品の購入先及び製造委託先 甲種電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置
甲種電気用品輸入事業者	甲種電気用品の型式及び製造事業者 甲種電気用品の保管数量、販売数量、保管又は販売の場所及び主たる販売先 甲種電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置

乙種電気用品製造事業者	乙種電気用品の製造設備及び検査設備の状況 乙種電気用品の製造数量及び製造の場所 乙種電気用品の販売数量及び主たる販売先 乙種電気用品の主たる材料又は部品の購入先及び製造委託先 乙種電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置
乙種電気用品輸入事業者	乙種電気用品の製造事業者 乙種電気用品の保管数量、販売数量、保管又は販売の場所及び主たる販売先 乙種電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置
販売事業者	電気用品の購入数量及び購入先 電気用品の保管数量、販売数量及び保管又は販売の場所及び主たる販売先

- 2 通商産業大臣が法第十七条の五第一項第四号の報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。
 - 一 法第二十五条の四第一項の表示に係る甲種電気用品（以下「表示甲種電気用品」という。）に係る特定製造設備及び特定検査設備の状況
 - 二 表示甲種電気用品の型式、製造数量及び製造の場所
 - 三 表示甲種電気用品の検査記録の内容
 - 四 表示甲種電気用品の販売数量及び主たる販売先
 - 五 表示甲種電気用品の主たる材料又は部品の購入先及び製造委託先
 - 六 法第二十五条の三第一項の承認を受けた型式の区分に属する甲種電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置
- （輸出用電気用品の特例）
 - 第四条 通商産業大臣は、法第三条の登録を受けようとする者がもつばら輸出するために甲種電気用品の製造の事業を行なうことを明らかにして同条の登録の申請をした場合において、当該申請が法第六条第一号に該当すると認めるときは、登録をしなければならぬ。
 - 2 登録製造事業者又は甲種電気用品輸入事業者（次項に規定する者を除く。）が専ら輸出するために甲種電気用品の製造又は販売については、法第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は甲種電気用品輸入事業者が輸出するために甲種電気用品の製造又は販売については、法第二十五条第一項の規定は、適用しない。
 - 3 認可に係る型式の甲種電気用品の製造又は販売については、法第二十一条及び第二十三条の二第一項並びに第二十五条第一項の規定は、適用しない。
 - 4 乙種電気用品製造事業者又は乙種電気用品輸入事業者が輸出するために甲種電気用品の製造又は販売については、法第二十六条の四第一項、第二十六条の五第一項及び第二十六条の六第一項の規定は、適用しない。
 - 5 販売事業者が電気用品を輸出するために販売し、又は販売の目的で陳列しようとするときは、法第二十七条の規定は、適用しない。

用しない。

(都道府県が処理する事務)

第五条 法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六の二第一項に規定する通商産業大臣の権限に属する事務であつて、販売事業者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合において、法中前段に規定する事務に係る通商産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

2 前項の規定により同項に規定する事務を行った都道府県知事は、通商産業省令で定めるところにより、その結果を通商産業大臣に報告しなければならない。

(権限の委任)

第六条 法第三条、第四条第一項、第七条、第八条第一項、第十条第一項、第十一条、第十二条及び第十五条から第十七条までの規定に基づく通商産業大臣の権限であつて、一の事業区分に属する甲種電気用品を製造する工場又は事業場の所在地を管轄する通商産業局長が行うものとする。

2 法第二十六条の二第一項並びに同条第三項において準用する法第十条第一項及び第十一条の規定に基づく通商産業大臣の権限であつて、乙種電気用品を製造する工場又は事業場の所在地を管轄する通商産業局長が行うものとする。

3 法第二十六条の三第一項並びに同条第三項において準用する法第十条第一項及び第十一条の規定に基づく通商産業大臣の権限であつて、当該事業に係る事業所、事業場、店舗又は倉庫が一の通商産業局長の管轄区域内のみにある乙種電気用品輸入事業者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する通商産業局長が行うものとする。

4 法第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第四十七条及び第四十八条の規定に基づく通商産業大臣の権限であつて、登録製造事業者及び乙種電気用品製造事業者に関するものは、その工場又は所在地を管轄する通商産業局長が行うものとする。

5 法第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第四十七条第二項及び第四十八条の規定に基づく通商産業大臣の権限であつて、甲種電気用品輸入事業者及び乙種電気用品輸入事業者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する通商産業局長が行うものとする。ただし、通商産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(事務の区分)

第七条 第五条第一項の規定により都道府県が処理することとされている法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項に規定する事務並びに第五条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

別表第一(第一条、第一条の二、第二条関係)

<p>一 電線（けい光電線、ネオン電線及び溶接用ケーブル以外のものにあつては定格電圧が一〇〇ボルト以上六〇ボルト以下のものに限る。）及び電気温床線であつて、次に掲げるもの（導体の公称断面面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>（一）絶縁電線であつて、次に掲げるもの（導体の公称断面面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>（二）ゴム絶縁電線（絶縁体が合成ゴムのを含み、3及び4に掲げるものを除く。）</p> <p>（三）合成樹脂絶縁電線（3及び4に掲げるものを除く。）</p> <p>（四）けい光電線</p> <p>（五）ネオン電線</p> <p>（六）ケーブル（導体の公称断面面積が一〇〇平方ミリメートル以下、線心が七本以下及び外装がゴム（合成ゴムを含む。）又は合成樹脂のものに限る。）</p> <p>（七）コード</p> <p>（八）キャブタイヤケーブル（導体の公称断面面積が一〇〇平方ミリメートル以下及び線心が七本以下のものに限る。）</p> <p>（九）溶接用ケーブル（導体の公称断面面積が一〇〇平方ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>（一〇）電気温床線</p>	<p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p>
<p>二 削除</p> <p>三 ヒューズであつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>（一）糸ヒューズ</p> <p>（二）温度ヒューズ</p> <p>（三）その他のヒューズ（定格電流が一アンペア以上二〇〇アンペア以下（電動機用ヒューズにあつては、その適用電動機の定格容量が一キロワット以下）のものに限り、電流制限器ヒューズ及び半導体保護用速動ヒューズを除く。）</p>	<p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p>
<p>四 配線器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下（蛍光灯用ソケットにあつては、一〇〇ボルト以上、一〇〇ボルト以下）のものであつて、交流の電路に使用するものに限る、防爆型のもの及び油入型のものを除く。）</p> <p>（一）タンブラースイッチ、中間スイッチ、リモートコントロールリレー、タイムスイッチその他の点滅器（定格電流が三アンペア以下（中間スイッチ、リモートコントロールリレー、タイムスイッチその他の点滅器（定格電流が三アンペア以下）に掲げるもの（定格電流が一〇〇アンペア以下（電動機用のものにあつては、その適用電動機の定格容量が一キロワット以下）のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>（二）開閉器であつて、次に掲げるもの（定格電流が一〇〇アンペア以下（電動機用のものにあつては、その適用電動機の定格容量が一キロワット以下）のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）</p> <p>（三）カットアウトスイッチ</p> <p>（四）開放ナイフスイッチ（表面接続のものであつて、一の開閉機構を有するものに限る。）</p> <p>（五）カバー付ナイフスイッチ</p>	<p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p> <p>七年</p>

<p>(四) デイスパーザー（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(五) 電気マツサージ器その他の家庭用電動力応用治療器</p> <p>(六) 自動洗浄乾燥式便器</p> <p>(七) 自動販売機（電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を有するもの限り、乗車券用のものを除く。）</p> <p>(八) 電気気泡発生器（浴槽において使用するもの以外のものにあつては、定格消費電力が一〇〇ワット以下のものに限る。）</p> <p>(九) 電動式おもちゃその他の電動力応用遊戯器具（別表第二第四号（七〇）に掲げるものを除く。）</p>	<p>五年</p> <p>三年</p> <p>五年</p> <p>五年</p> <p>五年</p>
<p>一〇 削除</p> <p>一 電子応用機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下、定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）</p> <p>(一) 高周波脱毛器（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限る。）</p> <p>(二) 家庭用低周波治療器</p> <p>(三) 家庭用超音波治療器及び家庭用超短波治療器（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限る。）</p>	<p>三年</p> <p>三年</p> <p>三年</p>
<p>二 第三号から前号までに掲げるもの以外の交流用電気機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限る。）</p> <p>(一) 家庭用電位治療器、家庭用電撃治療器及び磁気治療器</p> <p>(二) 電撃殺虫器</p> <p>(三) 電気浴器用電源装置</p> <p>(四) 電気さく用電源装置</p> <p>(五) 直流電源装置（交流電源装置と兼用のものを含み、定格容量が一キロボルトアンペア以下のもの限り、無線通信機の試験用のものその他の特殊な構造のものを除く。）</p>	<p>三年</p> <p>五年</p> <p>五年</p> <p>五年</p> <p>五年</p>
<p>一三 定格電圧が三〇ボルト以上三〇〇ボルト以下の携帯発電機</p>	<p>五年</p>

別表第二（第一条関係）

<p>一 電線管類及びその附属品並びにケーブル配線用スイッチボックスであつて、次に掲げるもの（銅製及び黄銅製のもの並びに防爆型のを除く。）</p> <p>(一) 電線管（可撓電線管を含み、内径が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>(二) フロアダクト（幅が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。）</p>

(三) 線樋(幅が五〇ミリメートル以下のものに限る。)

(四) 電線管類の付属品(一)に掲げる電線管、(二)に掲げるフロアダクト若しくは(三)に掲げる線樋を接続し、又はこれらの端に接続するものに限り、レジュューサーを除く。)

(五) ケーブル配線用スイッチボックス

二 单相電動機(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下、定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限り、極数変換型のもの、防爆型のもの、紡績機械用、金属圧延機械用又は医療用機械器具用の特殊な構造のもの及び電動ミシン以外の機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。)

三 ット 電熱器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格消費電力が一〇キロワット以下のものであつて、交流の電路に使用するものに限る。)

- (一) 電気足温器及び電気スリッパ
- (二) 電気ズボン、電気上衣、電気羽織及び電気チヨッキ
- (三) 電気ひざ掛け
- (四) 電気懐炉
- (五) 電気座布団
- (六) 電気ござ
- (七) 電気カーペット
- (八) 電気敷布、電気毛布及び電気布団
- (九) 電気あんか及び電気湯たんぼ
- (一〇) 電気いすカバー及び電気採暖いす
- (一一) 電気こたつ
- (一二) 電気ストーブ
- (一三) 電気火鉢その他の採暖用電熱器具(電気便座及び電熱装置を有する保育器を除く。)
- (一四) 電気トースター
- (一五) 電気天火
- (一六) 電気魚焼き器
- (一七) 電気ロースター
- (一八) 電気レンジ
- (一九) 電気こんろ
- (二〇) 電気ソーセイジ焼き器
- (二一) ワツフルアイロン
- (二二) 電気たこ焼き器
- (二三) 電気ホットプレート及び電気フライパン
- (二四) 電気がま及び電気ジャー
- (二五) 電気なべ

(二六)	電気フライヤー
(二七)	電気卵ゆで器
(二八)	電気採油器
(二九)	電気バター加温器
(三〇)	電気保温盆
(三一)	電気保温皿
(三二)	電気加温台
(三三)	電気牛乳沸器、電気湯沸器、電気コーヒー沸器及び電気茶沸器
(三四)	電気酒かん器
(三五)	電気湯せん器
(三六)	電気蒸し器
(三七)	電磁誘導加熱式調理器その他の調理用電熱器具（電気温蔵庫を除く。）
(三八)	ひげそり用湯沸器
(三九)	電気髪ごて、電気くし及びヘアカーラー
(四〇)	毛髪加湿器その他の理容用電熱器具
(四一)	電熱ナイフ
(四二)	電気溶解器
(四三)	電気焼成炉
(四四)	電気はんだごて、こて加熱器その他の工作用又は工芸用の電熱器具
(四五)	タオル蒸し器
(四六)	電気消毒器（電熱装置を有するものに限る。）
(四七)	湿潤器
(四八)	電気湯のし器
(四九)	投込み湯沸器
(五〇)	電気瞬間湯沸器
(五一)	電像恒温器
(五二)	電熱ボード、電熱シート及び電熱マット
(五三)	電気乾燥器
(五四)	電気プレス器（繊維製品のプレスに使用するものに限る。）
(五五)	換気用電熱器
(五六)	電気育苗器
(五七)	電気ふ卵器
(五八)	電気育すう器
(五九)	電気アイロン
(六〇)	電気裁縫ごて
(六一)	電気接着器（高周波ウエルダーを除く。）

- (六二) 電気香炉
- (六三) 電気くん蒸殺虫器
- (六四) 電気点火器
- (六五) 電気裝飾器具（電熱により液晶の色を変化させるものに限る。）

四

- 電動力応用機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）
 - (一) ベルトコンベア（可搬型のものに限る。）
 - (二) ミルククーラー（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
 - (三) 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
 - (四) 電気製氷機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
 - (五) 電気冷水機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
 - (六) 空気圧縮機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
- (七) 電動ミシン
- (八) 電気ろくろ
- (九) 電気鉛筆削機
- (一〇) 電動かくはん機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
- (一一) 電気はさみ
- (一二) 電気捕虫機
- (一三) 電気草刈機及び電気刈込み機
- (一四) 電気芝刈機
- (一五) 農業用機械器具であつて、次に掲げるもの
 - 1 電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機及び電動縄ない機
 - 2 選卵機及び洗卵機
- (一六) 園芸用電気耕土機
- (一七) 昆布加工機及びするめ加工機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
- (一八) ジューサー、ジューズミキサー及びフットミキサー（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。）
- (一九) 電気製めん機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。）
- (二〇) 電気もちつき機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。）
- (二一) コーヒーひき機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）
- (二二) 電気缶切機
- (二三) 電気肉ひき機、電気肉切り機及び電気パン切り機及び電気ナイフ（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）
- (二四) 電気かつお節削機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限る。）

(二五)	電気氷削機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限定。）
(二六)	電気洗米機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限定。）
(二七)	野菜洗浄機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限定。）
(二八)	電気食器洗機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限定。）
(二九)	精米機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限定。）
(三〇)	ほうじ茶機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限定。）
(三一)	包装機械及び荷造機械（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限定。）
(三二)	電気置時計及び電気掛時計
(三三)	自動印画定着器及び自動印画水洗機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限定。）
(三四)	事務用機械器具であつて、次に掲げるもの 1 電算機、電動計算機及び電動会計機 2 膳写機及び事務用印刷機（長幅が一五五ミリメートル以下及び短幅が三六四ミリメートル以下の物の印刷に使用するものに限定。）並びに 3 タイムレコーダー及びタイムスタンプ 4 電動タイプライター 5 電動金銭登録機 6 帳票分類機 7 文書細断機及び電動断裁機 8 コレクター 9 紙とじ機、穴あけ機及び番号機 10 チェックライター、硬貨計数機及び紙幣計数機 11 ラベルタグ機械 12 ラミネーター 13 洗濯物仕上機械及び洗濯物折畳み機械 14 おしぼり巻機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限定。） 15 自動販売機（別表第一第九号（七）に掲げるもの及び乗車券用のものを除く。）及び両替機 16 理髪いす 17 ひげそり用泡立て器 18 電気歯ブラシ及び電気ブラシ 19 毛髪乾燥機、電気かみそり、電気バリカン、電気つめ磨き機その他の理容用電動応用機械器具 20 扇風機及びサーキュレーター（定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限定。） 21 換気扇（定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限定。） 22 送風機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限り、機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。） 23 電気冷房機（電動機の定格消費電力の合計が七キロワット以下のものに限り、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五キロワット以下のものに限る。）

- (四七) 電気冷風機（定格消費電力が三〇〇ワット以下のものに限定する。）
 - (四八) 電気除湿機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限定する。）
 - (四九) ファンコイルユニット及びファン付コンベクター（定格消費電力が三〇ワット以下のものに限定する。）
 - (五〇) 温風暖房機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものであつて、熱源としてガス又は石油を使用するものに限定する。）
 - (五一) 電気温風機（定格消費電力が五キロワット以下の電熱装置を有するものに限定する。）
 - (五二) 電気加湿機（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限定する。）
 - (五三) 空気清浄機（定格消費電力が五〇〇ワット以下のものに限定する。）
 - (五四) 電気除臭機
 - (五五) 電気芳香拡散機
 - (五六) 電気掃除機、電気レコードクリーナー、電気黒板ふきクリーナーその他の電気吸じん機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限定する。）
 - (五七) 電気床磨き機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限定する。）
 - (五八) 電気靴磨き機
 - (五九) 運動用具又は娯楽用具の洗浄機（定格消費電力が一キロワット以下の電動機又は電磁振動機を使用するものに限定する。）
 - (六〇) 電気洗濯機（定格消費電力が一キロワット以下の電動機又は電磁振動機を使用するものに限定する。）
 - (六一) 電気脱水機（定格消費電力が一キロワット以下の電動機を使用する遠心分離式のものであつて、繊維製品の脱水に使用するものに限定する。）
 - (六二) 電気乾燥機（定格消費電力が一〇キロワット以下のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）
 - (六三) 電気楽器
 - (六四) 電気オルゴール
 - (六五) ベル、ブザー、チャイム及びサイレン（防爆型のもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
 - (六六) 電気グラインダー、電気ドリル、電気かなな、電気のごぎり、電気スクリュードライバーその他の電動工具（定格消費電力が一キロワット以下のものに限定する。）
 - (六七) 電気散水機及び電気噴水機
 - (六八) 電気噴霧機（定格消費電力が一キロワット以下のものに限定する。）
 - (六九) 電動式吸入器
 - (七〇) 電気遊戯盤
- 五 光源及び光源応用機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限定する。）
- (一) 写真焼付器
 - (二) 8ミリ編集機
 - (三) 8ミリ映写機（テレビジョン用のもの及び光源としてキセノンアーク式ランプハウスを使用するもの。）

- (四) マイクロフィルムリーダー(スクリーンの長幅が五〇〇ミリメートル以下のものに限り、自動検索装置又は自動連続焼付装置を有するものを除く。)
- (五) スライド映写機及びオーバーヘッド映写機(テレビジョン用のもの及び光源としてキセノンアーク式ランプハウスを使用するものを除く。)
- (六) 反射投影機(定格消費電力が二キロワット以下のものに限り、テレビジョン用のもの及び光源としてキセノンアーク式ランプハウスを使用するものを除く。)
- (七) ビューワー
- (八) エレクトロニツクフラッシュ(定格蓄積電力量が一・五キロワット秒以下の可搬型のものに限り、顕微鏡用のもの、医療用機械器具用のものその他の特殊な構造のものを除く。)
- (九) 写真引伸機及び写真引伸機用ランプハウス(原板挟みの開口の長幅が一・二五ミリメートル以下及び短幅が一〇〇ミリメートル以下のものに限り、写真引伸機にあつては、自動露光装置又は印画紙の自動送り装置を有するものを除く。)
- (一〇) 白熱電球(一般照明用電球であつて、口金の外径が二六・〇三ミリメートル以上二六・三四ミリメートル以下のものに限り。)
- (一一) 蛍光ランプ(定格消費電力が四〇ワット以下のものに限り。)
- (一二) 電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具(口金のない電球又は受金の内径が一・五ミリメートル以下のソケットを有するものに限り。)、ムービーライト(八ミリ撮影機用のものに限り。)
- (一三) 広告灯
- (一四) 検卵器
- (一五) 電気消毒器(殺菌灯を有するものに限り。)
- (一六) 家庭用光線治療器
- (一七) 充電式携帯電灯
- (一八) 複写機(光源の定格出力が一・二キロワット以下のものに限り。)
- (一九) 光源応用おもちゃその他の光源応用遊戯器具(おもちゃ以外のものにあつては、映写装置又は反射投影装置を有するものに限り。)

六

- 電子応用機械器具であつて、次に掲げるもの(定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限り。)
- (一) 電子時計
- (二) 電子式卓上計算機及び電子式金銭登録機
- (三) 電子冷蔵庫
- (四) インターホン
- (五) 電子楽器
- (六) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、ジュークボックスその他の音響機器
- (七) ビデオテープレコーダー

- (八) 消磁器
- (九) テレビジョン受信機（産業用テレビジョン受信機を除く。）
- (一〇) 携帯用テレビジョンカメラ（産業用テレビジョン受信機に接続して使用するものを除く。）
- (一一) テレビジョン受信機用ブースター
- (一二) 高周波ウエルダー（定格高周波出力が二・五キロワット以下のものに限り、）
- (一三) 電子レンジ
- (一四) 超音波ねずみ駆除機
- (一五) 超音波加湿機（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限り、）
- (一六) 超音波洗浄機（定格高周波出力が五〇ワット以下のものに限り、）
- (一七) 電子応用おもちゃやその他の電子応用遊戯器具（おもちゃ以外のものにあつては、テレビジョン受信機に接続して使用するもの又はブラウン管を有するものに限り、）

- 七 前各号に掲げるもの以外の交流用電気機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものに限る。）
- (一) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具
 - (二) 調光器（定格容量が一キロボルトアンペア以下のものに限る。）
 - (三) 電気ペンシル
 - (四) 漏電検知器
 - (五) 防犯警報器
 - (六) アーク溶接機（定格電圧が一五〇ボルトを超えるものにあつては、定格二次電流が一三〇アンペア以下のものに限る。）
 - (七) 雑音防止器（テレビジョン受信機又はラジオ受信機の雑音の原因となる高周波の電流が伝わることを防止するものであつて、コンデンサー又はコンデンサー及びコイルを主たる構成要素とするもの限り、定格電流が五アンペアを超えるもの及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
 - (八) 電磁式おもちゃ
 - (九) 医療用物質生成器
 - (一〇) 電気冷蔵庫（吸収式のものに限る。）